

外国人建設就労者受入事業に関するガイドライン

平成 2 6 年 1 1 月

国土交通省 土地・建設産業局

改訂履歴

年月	箇所	内容
H26. 11	－	新規作成
H29. 11		外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示（平成 29 年 10 月 23 日国土交通告示第 947 号）に伴う改正
R1. 8		外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示（令和元年 7 月 5 日国土交通告示第 268 号）に伴う改正

目 次

第 1 章	はじめに	6
1	国内人材の確保及び外国人建設就労者受入事業の概要	6
2	本ガイドラインの目的	6
3	実施期間	7
第 2 章	基本的事項	8
1	建設分野技能実習	8
(1)	趣旨	
(2)	別表第 1 に掲げる職種及び作業	
(3)	国土交通省が法務省及び厚生労働省と協議の上で別に定める職種及び作業 (建設業者が実習実施者である場合に限る。)	
2	外国人建設就労者	9
3	受入建設企業	9
4	特定監理団体	10
5	建設特定活動	10
第 3 章	特定監理団体及び受入建設企業が行う手続等	12
第 4 章	外国人建設就労者の要件	15
1	要件	15
2	在留期間・就労開始前の帰国期間	15
第 5 章	特定監理団体の認定	16
1	概要	16
2	申請先	16
3	提出書類	16
4	認定要件	17
(1)	建設分野技能実習の監理実績	
(2)	外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行っていないこと	
(3)	過去 5 年間に技能実習法第 36 条第 1 項の規定による改善命令又は同法第 37 条第 1 項の規定による許可の取消し（以下「監理許可の取消し等」）を受けていないこと	
(4)	入管法第 73 条の 3 の規定又は施行令第 1 条第 1 号、第 2 号、第 5 号若しくは第 6 号に掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終	

- わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること (5) 過去5年間に特定監理団体になろうとするものの事業活動に関し、技能実習第1号イの項下欄第21号の2に規定する行為を行ったことがないこと (6) 暴力団員等の関与がないこと (7) 無料職業紹介事業の許可又は届出 (8) 適切に指導及び監督を行うことができる体制、監査を含む監理のための人員の確保 (9) 保証金の徴収の禁止等 (10) 監理に要する費用の徴収	
5 特定監理団体の認定事項の変更の届出	20
第6章 適正監理計画の認定	21
1 概要	21
2 申請先	21
3 適正監理計画の記載事項	21
(1) 受入建設企業になろうとする者に関する事項 (2) 受け入れる外国人建設就労者に関する次に掲げる事項 (3) 外国人建設就労者の適正な監理を実施するための計画等に関する事項 (4) 外国人建設就労者の就労状況の確認に関する事項 (5) 在留中の住居の確保に関する事項 (6) 長期休暇の取得に関する事項 (7) 管理指導員及び生活指導員の任命に関する事項 (8) 報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項 (9) 外国人建設就労者との面談及び外国人建設就労者からの生活、労働等(転職を含む。)に係る相談への対応(苦情処理を含む。)並びに監査の実施に関する事項 (10) 外国人建設就労者の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項 (11) 就労の継続が不可能となった場合の措置に関する事項 (12) 送出し機関に関する事項	
4 提出書類	26
5 認定要件	28
(1) 受入建設企業となろうとする者の要件 (2) 受入人数 (3) 在留期間 (4) 帰国期間 (5) 報酬 (6) 保証金、違約金	
6 適正監理計画の変更	33
第7章 外国人建設就労者の入国手続等	34

1 在留資格認定証明書交付申請……………	34
(1) 申請手続を行う者	
(2) 申請先	
(3) 提出書類	
2 査証（ビザ）の取得と入国手続……………	34
3 住居地の届出……………	35
4 在留期間更新許可申請……………	35
(1) 申請手続を行う者	
(2) 申請先	
(3) 提出書類	
(4) 在留カードの受領	
5 在留資格変更許可申請……………	35
(1) 申請手続を行う者	
(2) 申請先	
(3) 提出書類	
(4) 在留カードの受領	
 第8章 建設特定活動……………	 37
1 建設特定活動の実施（特定監理団体）……………	37
(1) 受入建設企業に対する監査、指導及び監督	
(2) 送出し機関との調整及び外国人建設就労者のあっせん	
(3) 定期的な就労状況の確認等	
(4) 相談体制の構築	
(5) 調査等への協力	
(6) 外国人建設就労者の受入れに関する文書の作成及び保管	
2 帰国担保措置……………	41
3 建設特定活動の実施が不可能となった場合の措置……………	42
4 関係機関に対する報告……………	43
5 建設特定活動の実施（受入建設企業）……………	43
(1) 特定監理団体等に対する受入れの届出	
(2) 特定監理団体等に対する退職の届出	
(3) 元請企業からの報告徴求、指導への誠実な対応	
(4) 建設特定活動の実施が不可能となった場合の報告	
(5) 不正行為を行った場合又は実習認定の取消し等を受けた場合の報告	
(6) 外国人建設就労者の名簿及び就労日誌の作成及び保管	

第9章 監査及び指示	45
1 監査・報告の必要性	45
2 監査体制の構築	45
3 具体的な監査の手順、方法等	45
4 監査の視点	46
5 受入建設企業による不正行為等を知った場合の監査報告	48
6 国土交通省による監査	49
7 建設業法に基づく立入検査の実施	49
8 国土交通省の指示	49
第10章 認定の取消	50
1 特定監理団体の認定の取消し	50
2 適正監理計画の認定の取消し	50
3 告示第12の5の規定について	50
(1)趣旨	
(2)情状により特にこれを軽減すべき事由があるとき	
第11章 不正行為等	52
1 基本的考え方	52
2 外国人の受入れ又は就労に係る不正行為	52
3 告示別表第2に掲げる不正行為	52
4 監理許可の取消し等及び実習認定の取消し等	58
第12章 適正監理推進協議会	60
1 概要	60
2 適正監理推進協議会への加入	60
3 適正監理推進協議会への報告	60
4 協議会の運営への協力	60
第13章 制度推進事業実施機関	62
1 概要	62
2 巡回指導その他の業務への協力	62
参考資料 各申請様式	63

第1章 はじめに

1 国内人材の確保及び外国人建設就労者受入事業の概要

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の関連施設整備等により当面の間、一時的な建設需要の増大が予想されるところです。こうした建設需要の高まりによって、必要となる技能労働者については、まずは就労環境の改善、教育訓練の充実強化等によって、国内での確保に最大限努めることが最も重要です。

その上で、当面の一時的な建設需要の増大への緊急かつ時限的な措置（2020 年度で終了）として、建設分野において、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図るための新制度を導入することが、建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置を検討する閣僚会議（平成 26 年 4 月 4 日）において取りまとめられました。

具体的には、建設分野の技能実習修了者について、技能実習を修了して一旦本国へ帰国した後に再入国（注）し、受入企業との雇用関係の下で建設業務に従事することができることとし、あわせて、受入に当たっては、賃金不払いや不法就労などの問題が生じないように、受入を適切な監理を行うことができる監理団体や受入企業に限定する等の新たな特別の監理体制を構築するものです。

今回、緊急かつ時限的な措置として即戦力となる外国人建設就労者の受入を行う、「外国人建設就労者受入事業」の具体的な内容を定める、外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成 26 年国土交通省告示第 822 号）（以下「告示」という。）を公示したところですが、この事業に参画する特定監理団体、受入建設企業、外国人建設就労者及び送出し機関には、告示及び関係法令を正しく理解し、適正かつ円滑な事業の実施について互いに協力することが求められます。

（注）このガイドラインでいう「再入国」とは、「建設分野技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国した後に建設特定活動に従事するために再度本邦へ入国すること」をいいます。

2 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、告示に定める内容をより具体的かつ明確に示すことにより、特定監理団体、受入建設企業、外国人建設就労者及び送出し機関が制度を正しく理解し、もって外国人建設就労者受入事業の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としています。

3 実施期間

外国人建設就労者受入事業の実施期間は、平成 27 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までです。ただし、令和 3 年 3 月 31 日までに認定を受けた適正監理計画に基づき就労を開始している外国人建設就労者については、外国人建設就労者の受入期間の範囲で最長で令和 5 年 3 月 31 日まで実施することができます。なお、令和 3 年 4 月 1 日以降は、新規の外国人建設就労者の受入れはできませんので、ご注意ください。

第2章 基本的事項

1 建設分野技能実習

(告示)

第2 用語

- 1 「建設分野技能実習」とは、別表第1に掲げる職種及び作業並びに国土交通省が法務省及び厚生労働省と協議の上で別に定める職種及び作業（建設業者が実習実施者（出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成29年法務省令第19号）第3条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「旧基準省令」）という。）の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項（以下「技能実習第1号イの項」という。）の下欄第5号に規定する実習実施機関を含む。以下同じ。）である場合に限る。）に係る第2号技能実習（技能実習法附則第12条の規定による改正前の入管法（以下「旧入管法」という。）別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第2号の活動及び入管法別表第1の5の表の上欄の在留資格（技能実習特定活動（施行規則附則第2条第2項第2号に規定する技能実習特定活動をいう。）を指定されたものに限る。）をもって在留する外国人が従事する活動を含む。以下同じ。）又は第3号技能実習をいう。

(1)趣旨

外国人建設就労者受入事業が建設分野に限定した事業であることに鑑み、「建設分野技能実習」の対象職種及び作業は、建設分野に係る職種及び作業に限定しています。

また、即戦力の確保の観点から、その定義としては、第1号技能実習において技能等を修得した者が、技能等の習熟を目的として従事する第2号技能実習又は第3号技能実習に限定しています。

(2)別表第1に掲げる職種及び作業

別表第1に掲げる職種及び作業は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習性の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省令・厚生労働省令第3号。以下「施行規則」という。）別表第2の「3 建設関係」に掲げる22職種33作業に加え、鉄工、塗装（建築塗装作業及び鋼橋塗装作業に限る。以下同じ。）及び溶接の各職種としています。

なお、鉄工、塗装及び溶接の各職種については、「建設業者が実習実施者（技能実習第1号イの項の下欄第5号に規定する実習実施機関を含む。以下同じ。）である場合に限る」ものとしています。

また、「建設業者」とは、建設業法第2条第3項に規定する建設業者を言い、具体的には建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者をいいます。

そのため、建設業者以外が実習実施者である、鉄工、塗装及び溶接の各職種に係る技能実習は、建設分野技能実習には該当しません。

(3) 国土交通省が法務省及び厚生労働省と協議の上で別に定める職種及び作業（建設業者が実習実施者である場合に限る。）

(2)に掲げる職種及び作業以外に、建設分野技能実習に含むべき職種及び作業がある場合は、国土交通省が法務省及び厚生労働省と協議の上、追加することができるものとしています。

例えば、施行規則の改正により、施行規則の別表第2に掲げる建設関係の職種又は作業が追加された場合などがこれに該当します。

また、職種又は作業を追加する場合にあっても、鉄工等の職種及び作業と同様、建設業者が実習実施者である場合に限ることとなります。

なお、今後協議の上で別に定める職種及び作業として認められたものについては、本ガイドラインに追加することとします。

2 外国人建設就労者

(告示)

第2 用語

- 2 「外国人建設就労者」とは、建設分野技能実習を修了した者であって、3に規定する受入建設企業との雇用契約に基づく労働者として5に規定する建設特定活動に従事する者をいう。

「外国人建設就労者」の定義は上記のとおりであり、その要件等についてはガイドライン第4章のとおりです。

3 受入建設企業

(告示)

第2 用語

- 3 「受入建設企業」とは、技能実習（旧入管法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動を含む。以下同じ。）の実習実施者として建設分野技能実習を実施したことがある事業者のうち、第5に規定する適正監理計画の認定を受け外国人建設就労者を雇用契約に基づく労働者として受け入れて建設特定活動に従事させるものをいう。

「受入建設企業」の定義は上記のとおりであり、その要件等についてはガイド

ライン第6章のとおりです。

4 特定監理団体

(告示)

第2 用語

- 4 「特定監理団体」とは、監理団体（旧基準省令の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号ロに掲げる活動の項（以下「技能実習第1号ロの項」という。）下欄第6号に規定する監理団体を含む。以下同じ。）として技能実習生（旧入管法別表第1の2の表の技能実習の在留資格をもって在留する者を含む。）の受入れを行ったことがある営利を目的としない団体のうち、第4の認定を受け、5に規定する建設特定活動の監理を行うものをいう。

「特定監理団体」の定義は上記のとおりであり、その要件等についてはガイドライン第5章のとおりです。

5 建設特定活動

(告示)

第2 用語

- 5 「建設特定活動」とは、特定監理団体の責任及び監理の下に外国人建設就労者が受入建設企業との雇用契約に基づいて行う入管法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき法務大臣が指定する活動をいう。

「建設特定活動」は、上記のとおり在留資格「特定活動」（入管法別表第1の5の表の下欄の法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動）として、位置付けられています。

また、「建設特定活動」については、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件（平成2年法務省告示第131号）において、次のとおり定められています。

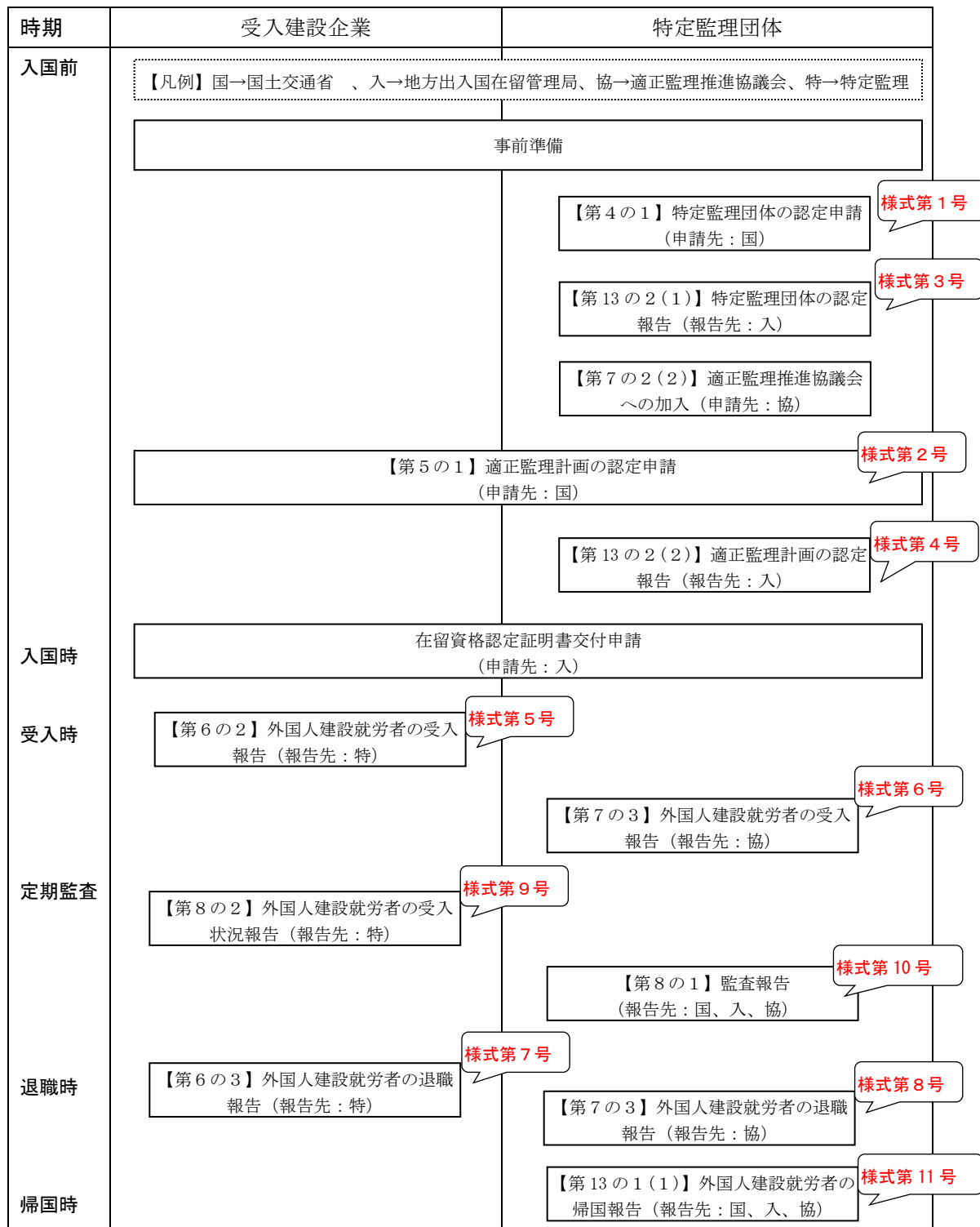
三十二 本邦の公私の機関が策定し、国土交通大臣が認定した適正監理計画（外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第八百二十二号）にいう適正監理計画をいう。）に基づき、当該機関との雇用契約に基づいて建設業務に従事する活動

したがって、建設分野技能実習を修了した技能実習修了者を、外国人建設就労者として建設特定活動に従事させようとする特定監理団体及び受入建設企業になろうとする者は、事前に告示に基づき特定監理団体及び適正監理計画の認定を受ける必要があります。

なお、建設特定活動終了後に第3号技能実習を行う場合は、第2号技能実習の修了後に本国へ帰国した期間に応じて、施行規則附則第4条の規定に基づく一定の帰国期間が必要になることを注意して下さい。

第3章 特定監理団体及び受入建設企業が行う手続等

外国人建設就労者の受入れから帰国までの間において、特定監理団体、受入建設企業が行う必要のある主な手続（申請、報告等）については下図のとおりです。



人の受入れ又は就労に係る不正行為の問題を知ったとき等は、下表のとおり報告等を行う必要があります。

条文	報告等主体	報告等先	内容	様式
第 4 の 1 に 準 ずる	特定監理団体	国土交通省	特定監理団体の認定を受けた事項 に変更があったとき。	任意
第 5 の 3	特定監理団体 受入建設企業	国土交通省	適正監理計画の記載事項に変更 (軽微な変更を除く)があったとき。	第 2 号 に 準 ず る
第 5 の 4	特定監理団体 受入建設企業	国土交通省	適正監理計画の記載事項に軽微な 変更があったとき。	第 2 - 2 号
第 7 の 3 に 準 ずる	特定監理団体	協議会	受入建設企業から、外国人建設就 労者の住居地の変更の届出があつ たとき。	第 6 号 に 準 ず る
第 8 の 4	特定監理団体	国土交通省 地方出入国在 留管理局 協議会	受入建設企業に対する監査の報告 (別表第 2 の不正行為を知ったと き)	第 9 号 第 10 号
第 13 の 1 (2)	特定監理団体	国土交通省 地方出入国在 留管理局 協議会	適正監理計画に即した建設特定活 動が実施されていないことが判明 した場合	任意
第 13 の 1 (3)	特定監理団体	国土交通省 地方出入国在 留管理局 協議会	建設特定活動の継続が不可能とな った場合 (倒産、不正行為、失踪等)	第 13 号
第 13 の 1 (3) に 準 ず る	特定監理団体	国土交通省 地方出入国在 留管理局 協議会	失踪した外国人建設就労者の所在 を把握したとき	任意
第 13 の 1 (4)	特定監理団体	国土交通省 地方出入国在 留管理局 協議会	受入建設企業が第 5 の 2 (1) から (3) まで、及び (6) の要件のいず れかを満たさなくなったことが判 明した場合	任意

第13の 1(5) 及 び (6)	特定監理団体	国土交通省 地方出入国在 留管理局 協議会	外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合又は監理許可の取消し等を受けた場合	任意
第13の 1(7)	特定監理団体	国土交通省 地方出入国在 留管理局 協議会	受入建設企業に関し外国人の受入れ又は就労に係る不正行為又は実習認定の取消し等の問題を知ったとき	任意
第13の 2(3)	特定監理団体	地方出入国在 留管理局	特定監理団体の認定を取り消された場合	第3号
第13の 2(4)	特定監理団体	地方出入国在 留管理局	適正監理計画の認定を取り消された場合	第4号
第6の 2に準 ずる	受入建設企業	特定監理団体	外国人建設就労者が住居地を変更したとき	第5号 に準ず る
第6の 4	受入建設企業	元請企業	報告を求められたとき	任意
第6の 5	受入建設企業	特定監理団体	外国人建設就労者が建設特定活動を継続することが不可能となる事由が生じた場合（倒産、不正行為、失踪等）	第12号
第6の 5に準 ずる	受入建設企業	特定監理団体	失踪した外国人建設就労者の所在を把握したとき	任意
第6の 6	受入建設企業	特定監理団体	外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合又は実習認定の取消し等を受けた場合	任意

第4章 外国人建設就労者の要件

1 要件

外国人建設就労者となるためには、告示第3の要件を満たしている必要があります。

外国人建設就労者の要件は、建設分野技能実習に1年11か月以上従事（注）したことがあることのほか、「技能実習期間中に素行が善良であったこと（告示第3の2）」としており、素行が善良であるかどうかは、犯罪歴の有無やその態様、日常生活又は社会生活における違法行為や風紀を乱す行為の有無等を総合的に考慮して、通常人を基準として、社会通念によって判断されることとなります。

なお、要件を満たしているかどうかについては、在留資格認定証明書交付申請時又は在留資格変更許可申請時等において、地方出入国在留管理局において判断されることになります。

また、外国人建設就労者は技能実習修了者であることから、建設特定活動が終了し帰国した後は、「技能実習」で在留中に修得した技能等を要する業務に従事することが予定されていることが必要です。

（注）告示第2の1の建設分野技能実習の定義のとおり、**第2号技能実習又は第3号技能実習**の活動に1年11か月以上従事していることが必要です。

2 在留期間・就労開始前の帰国期間

外国人建設就労者が本邦に在留できる期間は以下のとおりです。

外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示（国土交通省告示第947号）が施行された平成29年11月1日（以下「改正告示施行日」という。）以降に、建設特定活動に従事する者は、技能実習を修了した後、1か月以上帰国することが必要となっています。

① 第2号技能実習を修了して建設特定活動に従事する場合

ア 1年以上帰国しないうちに再入国する者

2年間

イ 1年以上帰国した後に再入国する者

3年間

② 第3号技能実習を修了して建設特定活動に従事する場合

3年間

ただし、この場合、第2号技能実習を修了した後、第3号技能実習に従事するまでに1年以上帰国していない場合は、第3号技能実習を修了した後、1年以上帰国する必要があります。

第5章 特定監理団体の認定

1 概要

外国人建設就労者受入事業においては、受入れを適切な監理を行うことができる監理団体(特定監理団体)及び適切な監理を行うことができる受入企業(受入建設企業)に限定することとしています。

特定監理団体になろうとする監理団体は、外国人建設就労者を受け入れる前に、告示第4に基づき国土交通大臣に対して特定監理団体の認定の申請を行う必要があります。

2 申請先

特定監理団体の認定については、国土交通大臣に対して申請し、提出先は以下のとおりです。

(提出先) 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室

3 提出書類

特定監理団体となろうとする者は、以下の①から⑪までの書類を2の申請先に提出する必要があります。

- ① 特定監理団体認定申請書(様式第1号)
- ② 登記事項証明書
- ③ 定款
- ④ 外国人建設就労者受入れに係る規約(中小企業団体のみ)
- ⑤ 役員名簿(氏名(フリガナ含む)、生年月日、性別、住所等を記載)(様式第1号(別紙1))
- ⑥ 会員、組合員名簿
- ⑦ 損益計算書、貸借対照表の写し
- ⑧ 常勤の職員の数を明らかにする文書
- ⑨ 監理団体として受入れを行っている技能実習生名簿(様式第1号(別紙2))
- ⑩ 無料職業紹介事業の許可を受け、又は届出を行っていることを証する書類(無料職業紹介事業の許可書等)
- ⑪ 建設特定活動の実施体制図(様式第1号(別紙3))
- ⑫ 建設分野技能実習の監理実績を証する書類

建設分野技能実習の監理実績を証する書類として、以下のア、イの書類からそれぞれ1点ずつを提出してください。

なお、これまで受け入れたすべての技能実習生の書類を提出する必要はありません。監理実績の証明が可能な技能実習生1名の書類を提出してください。

ア 受け入れた第2号技能実習生又は第3号技能実習生の「氏名」、「在留期間」、「職種」、「監理団体名」が確認できる書類から1点

(ア) 雇用契約書及び雇用条件書

(イ) 技能実習生派遣契約書

(ウ) 推薦状

イ 受け入れた第2号技能実習生又は第3号技能実習生が2年間在籍したことを証する書類から1点

(ア) 帰国報告書

(イ) 技能実習実施期間中の報酬の支払い状況が分かる資料(賃金台帳、給与明細の写し等)

4 認定要件

特定監理団体の認定に係る要件は、告示第4の2に定めるとおりですが、各認定要件についての留意事項は以下のとおりです。

(1) 建設分野技能実習の監理実績

申請時において、過去5年間に監理団体として2年以上適正に建設分野技能実習を監理した実績があることを求めています。

建設分野技能実習は第2号技能実習又は第3号技能実習の活動を指すため、例えば第1号技能実習の活動を2年監理した実績があっても要件を満たすことにはなりません。

(2) 外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと

申請時において、過去5年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないことを要件として求めています。

外国人建設就労者受入事業における監理団体を適切な監理を行うことができる者に限定する趣旨に鑑み、本要件においては、特定監理団体となろうとする団体としてはもちろん、団体の役員、管理者若しくは建設特定活動の監理に従事する常勤の職員についても、外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないことが求められます。

また、特定監理団体になろうとする団体の役員又は管理者が、他の監理団体等の経営者、役員又は管理者となっている場合においても、当該役員又は管理者が、過去5年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行っていないことも求められます。

なお、在留資格「技能実習」に係る不正行為については、当該不正行為が技能実習の適正な実施を妨げるものであったか否かを問わず、地方出入国在留管理局から不正行為を行ったと認められる旨の通知文書を受けている場合は、外

国人の受入れ又は就労に係る不正行為に該当します。

- (3) 過去5年間に技能実習法第36条第1項の規定による改善命令又は同法第37条第1項の規定による許可の取消し（以下「監理許可の取消し等」という。）を受けていないこと。

特定監理団体になろうとする者が、過去5年間に監理許可の取消し等を受けたことがある場合には、特定監理団体の認定を受けることが出来ません。

- (4) 入管法第73条の3の規定又は施行令第1条第1号、第2号、第5号若しくは第6号に掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること

特定監理団体となろうとする者（役員、管理者、技能実習の監理に従事する常勤の職員個人を含む。）が不法就労助長罪等（入管法第73条の2から第74条の8（第74条の7を除く。）まで及び第76条の2の罪）や賃金等支払義務等（労働基準法第24条、同第37条、最低賃金法第4条第1項等）に対する違反により刑に処せられたことがある場合には、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過するまでは、特定監理団体の認定を受けることができません。

- (5) 過去5年間に特定監理団体になろうとするものの事業活動に関し、技能実習第1号イの項の下欄第21号の2に規定する行為を行っていないこと

特定監理団体となろうとする者又はその役員、管理者若しくは技能実習の監理に従事する常勤の職員が、過去5年間に当該機関の事業活動に関し、不正に外国人に係る在留資格認定証明書の交付、上陸許可、在留資格変更許可等を受けさせる目的等で偽変造文書等の行使又は提供をしたことがある場合には、特定監理団体の認定を受けることができません。

- (6) 暴力団員等の関与がないこと

以下の①～③の要件を求めています。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- ② 法人であって、その役員等のうちに暴力団員等がないこと。
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者でないこと。

- (7) 無料職業紹介事業の許可又は届出

特定監理団体が外国人建設就労者と受入建設企業との間における雇用契約の成立をあっせんする場合には、職業安定法に規定する職業紹介事業に該当し、同法に規定する無料職業紹介事業の許可又は届出が必要となります。なお、特定監理団体の中には、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）における監理団体の許可を受けている団体もあり、この場合は同法第27条の規定により、技能実習に関して無料職業紹介事業の許可は必要ありませんが、外国人建設就労者受入事業に関する雇用契約の成立をあっせんする場合は、無料職業紹介事業の許可又は届出が必要となりますのでご注意ください。

- (8) 適切に指導及び監督を行うことができる体制、監査を含む監理のための人

員の確保

告示第5の適正監理計画の策定、告示第6の1(4)の外国人建設就労者の就労状況の確認、告示第8の監査等を的確に実施できる体制や規模でなければなりません。

体制については、特定監理団体の役員、管理者、管理指導員等の役割分担や連絡体制を明らかにするための建設特定活動に係る体制図を作成し、日常の監理のほか、不正行為等問題が発生した場合の対応や関係機関への報告が迅速かつ確実に行うことができるようにしておくことが必要です。

あわせて、外国人建設就労者受入事業は、技能実習を上回る水準の監理体制を構築するものであり、業務量に応じた常勤職員の配置についてもよく検討する必要があります。

また、人員の確保については、傘下の受入建設企業の数や受入建設企業と特定監理団体の事務所との距離等を勘案して、就労状況の確認等の監理業務を的確に行える人員を確保していなければいけません。

目安として、監理団体の常勤職員の数は、受入建設企業が30社未満の場合は、専任の事務局長1名、事務員1名、受入建設企業の指導を担当する指導員1名、相談員1名の計4名を基本とし、受入建設企業30社ごとに1名以上の増員を行い、監理指導が可能な体制とすることが必要です。

あわせて、受入建設企業が複数の地方内にまたがっている場合は、主要地域に特定監理団体の支部を設け、職員を配置することが必要です。(参考：団体監理型受入れ事業における中小企業団体等の模範適正運営モデル((公財)国際研修協力機構、平成18年度経済産業省委託事業))。

さらに、外国人建設就労者の受入れは、特定監理団体の事業として行うものであるので、定款、寄附行為等では外国人建設就労者の受入れを事業として行う旨を明確にしておくことも必要です。

なお、特定監理団体の職員は、とりわけ、外国人の入国・在留の諸手続、外国人建設就労者受入事業の趣旨、監理すべき事項について理解を深めることが必要です。

(9)保証金の徴収の禁止等

技能実習制度において、失踪防止等を名目として、技能実習生本人から保証金等を徴収している送出し機関があります。

このような保証金の徴収等については技能実習制度において禁止されているところですが、外国人建設就労者受入事業においても、送出し機関が外国人建設就労者本人やその家族等から保証金を徴収するなどして金銭その他の財産を管理している場合には、その送出し機関からの外国人建設就労者の受入れは認められません。また、送出し機関が技能実習生の雇用契約の不履行に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していた場合についても同様です。

さらに、送出し機関、特定監理団体及び受入建設企業の間で相互に、外国人建設就労者の雇用契約の不履行に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していた場合についても同様です。

(注) 本規定は、現実には生じた損害について賠償を請求することを禁止する趣

旨ではありません。

(10) 監理に要する費用の徴収

特定監理団体が監査の実施に要する交通費などの監理に要する費用を徴収する場合には、外国人建設就労者を受け入れる前に、費用を負担することとなる機関に対してその金額及び使途を明示することとし、外国人建設就労者に直接又は間接に負担をさせてはなりません。

他方、特定監理団体が無料職業紹介を行うことに鑑み、特定監理団体が徴収する費用の中に、名目の如何を問わず、外国人建設就労者の紹介に要する費用（実費を含む。）（注）が含まれていてはなりません。

（注）「紹介に要する費用（実費を含む。）」は、特定監理団体の職業紹介事業に要する費用であり、具体的には当該事業を行うための人件費、交通費、通信費等が含まれます。

なお、本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて活動する外国人建設就労者に対して、特定監理団体が宿泊施設や食事の提供、日用品の支給を行う場合にあっては、外国人建設就労者から、実費の範囲内でその費用を徴収しても差し支えありません。

このほか、送出し機関が外国人建設就労者の派遣等に要する費用を「管理費」と称して一定の金銭の支払を求める場合がありますが、これについても受入れに係る協定書等に基づいて特定監理団体から支払うべきであり、外国人建設就労者に負担させてはなりません。

5 特定監理団体の認定事項の変更の届出

特定監理団体の認定を受けた後、以下の事項について変更があった場合は、認定事項の変更について届出を行ってください。

- ① 名称、所在地、代表者に変更があった場合
変更内容が分かるよう、変更後の登記事項証明書を提出してください。
- ② 役員に変更があった場合
変更内容が分かるよう、変更後の役員名簿を提出してください。
- ③ 建設特定活動の実施体制に変更があった場合
変更内容が分かるよう、変更後の建設特定活動の実施体制図（様式第1号（別紙3））を提出してください。
- ④ 無料職業紹介事業の許可又は届出事項（取扱職種の範囲、許可の有効期間等）に変更があった場合
変更内容が分かるよう、変更後の無料職業紹介事業許可証等を提出してください。

第6章 適正監理計画の認定

1 概要

受入建設企業になろうとする者は、外国人建設就労者を受け入れる前に、告示第5に基づき、告示第4の認定を受けた特定監理団体と共同で、適正監理計画を策定し、受入建設企業になろうとする者ごとに国土交通大臣に適正監理計画の認定の申請を行う必要があります。

2 申請先

適正監理計画の認定申請については、国土交通大臣に対して行い、提出先は以下のとおりです。

(提出先) 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室

3 適正監理計画の記載事項

適正監理計画の記載事項については、以下のとおりです。

(1) 受入建設企業になろうとする者に関する事項

(2) 受け入れる外国人建設就労者に関する次に掲げる事項

① 修了した建設分野技能実習の区分、職種及び作業の名称

どの区分、どの職種及び作業の建設分野技能実習を修了した者を受け入れようとしているかを記載します。区分とは、第2号技能実習又は第3号技能実習を指します。

② 人数

受入建設企業になろうとする者が、建設特定活動を実施する期間中に受け入れる外国人建設就労者の数を記載します。記載する人数については、計画策定時点において、必ず確定しているものではないため、一定の(例: 5人~10人など)幅を持った表現として構いませんが、以下のア、イに留意して記載する必要があります。

ア 今後の事業の見通しを踏まえた上で記載すること

今後の事業の見通しを踏まえた人員確保計画を立て、ある程度実態に即した表現とする必要があります。例えば、常勤の職員が50名の企業が人員確保の予測をせず、単に「50名以内」としてはいけません。

また、人数については受入建設企業となろうとする者の常勤の職員数を超えてはならず、常勤の職員数には、技能実習生、外国人建設就労者及び1号特定技能外国人を含みませんので注意が必要です。

イ 受け入れる外国人建設就労者についてある程度具体的に決めておくこと

外国人建設就労者として従事させる者については、通常の場合、受入建設企業になろうとする者の下で、現に技能実習生として従事している者又

は過去に技能実習生として従事した者であると考えられます。

このため、これらの技能実習修了（見込）者に対して、事前に意向を確認し、外国人建設就労者として従事させる者についてある程度具体的に決めておく必要があります。

③就労させる場所

就労させる場所については、就労させる場所（工事現場）が工事によって異なることから、都道府県、地方ブロック単位で記載することも可能ですが、これまでの工事の実績等からできる限り正確に記載してください。

④従事させる業務の内容

従事させる業務の内容について記載します。従事させる業務については、原則として「①修了した建設分野技能実習の職種及び作業の名称」において記載した職種・作業と同一の業務である必要があります。

なお、修了した職種・作業と同一の業務に加え、工事の工程において分離することができない等の理由により、修了した職種・作業と異なる業務にも従事させる場合は、併せてその旨について記載する必要があります。

その場合は、外国人建設就労者を当該業務に就かせなければならない理由や安全衛生管理の方法について併せて記載しなければなりません。

⑤従事させる期間

従事させる期間については、ガイドライン第4章の2の外国人建設就労者が在留可能な期間の範囲内において設定する必要があります。

⑥帰国期間

外国人建設就労者を受け入れるにあたっては、ガイドライン第4章の2のとおり外国人建設就労者が修了した技能実習の区分に応じた期間、母国に帰国していることが要件となります。

⑦報酬予定額

外国人建設就労者に支払う報酬の予定額について記載します。第2号技能実習修了者と第3号技能実習修了者の両方を受け入れる場合、外国人建設就労者に従事させる業務について、「とび」及び「型枠施工」など、複数の職種がある場合は、区分毎、職種毎に報酬予定額を記載してください。

報酬予定額については、告示第5の2(6)において「同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であり、安定的な支払い及び技能習熟に応じた昇給が雇用契約に明記されていること」を要件としています。

要件の考え方については、5(5)において後述します。

⑧技能の向上を図るための方策

外国人建設就労者は技能実習を修了した者であることから、建設特定活動が終了し帰国した後は、技能実習の目的である、我が国で開発され培われた技能等の開発途上国等への移転を図るために活動することが予定されています。

このことから、就労目的で従事する建設特定活動の期間中においても、外国人建設就労者が技能実習において修得した技能の更なる向上を図ることができるよう配慮する必要があります。

このため、適正監理計画においても、例えば新たな資格を取得させること

や技能実習修了時の到達目標である技能検定随時3級を取得していない場合は当該資格を取得させること等、技能の維持、向上を図るための方策を記載してください。

(3) 外国人建設就労者の適正な監理を実施するための計画等に関する事項

外国人建設就労者の就労期間全体を通じて適正な監理の確保ができるようにするための事項について記載します。

具体的には、外国人建設就労者の受入れから帰国までの想定スケジュール、特定監理団体及び受入建設企業になろうとする者の監理、連絡体制図等について記載することが必要です。

特に、告示に規定する受入建設企業から特定監理団体への各種報告等について、怠ることがないように、特定監理団体と受入建設企業になろうとする者の間の連絡、相談体制についてはしっかりと定めておく必要があります。

また、外国人建設就労者に係る安全衛生管理の方法についても、本項に記載します。工事現場における安全衛生確保の方法や安全衛生教育の実施、建設業労働災害防止協会の安全診断・安全相談・講師派遣の活用等について具体的に記載します。

なお、安全衛生管理の方法については、外国人建設就労者の受入れに際し安全衛生が確実に担保されるよう、単に安全衛生教育を実施することだけではなく、当該安全衛生教育等の内容について、外国人建設就労者が理解していることの確認方法（例：講習後、標識の内容や専門用語について確認する等）についても併せて記載してください。

(4) 外国人建設就労者の就労状況の確認に関する事項

特定監理団体は、告示第6の1(4)において定期的に外国人建設就労者の監理及び就労状況の確認を行う必要があります。確認の考え方、目安等についてはガイドライン第8章の1(3)において後述しますので、ガイドライン第8章の1(3)の考え方に沿って確認に関する事項を記載してください。

(5) 在留中の住居の確保に関する事項

外国人建設就労者が在留中に宿泊する住居については、特定監理団体又は受入建設企業が確保しなければいけません。

また、宿舍費について外国人建設就労者から徴収する場合、以下の点に留意する必要があります。

- ① 宿舍費の額は、近隣の同等程度のアパート等の相場を超えてはいけません。
- ② 宿舍費の額、内訳及び計算方法について外国人建設就労者本人に十分説明し理解を得ることが必要です。
- ③ 一戸の住宅を複数の外国人建設就労者に貸与している場合の一人当たりの宿舍費の額は、所定の賃貸料を人数で除した額を超えてはいけません。
- ④ 外国人建設就労者への宿舍貸与に当たっては、備品故障時の修理費用負担、退去時の原状回復費用負担など、帰国までに発生が見込まれる各種経費に関する負担割合について、事前に取り決めておく必要があります。
- ⑤ 電気・ガス・水道等諸経費についても外国人建設就労者が使用した実費

を超えてはいけません。

(6) 長期休暇の取得に関する事項

特に外国人建設就労者が技能実習修了後、1か月の帰国期間を経て建設特定活動に従事する場合は、合計5年間、断続的に国内に在留することとなります。

このため、特定監理団体及び受入建設企業は、外国人建設就労者本人が希望した場合、一時帰国することができるよう、長期休暇の取得について、適正監理計画に盛り込む必要があります。

具体的には、外国人建設就労者の母国と日本における交通事情等を考慮し、一時帰国が可能な程度の休暇の取得等について、(3)において作成するスケジュール等に盛りこんでおく必要があります。

(7) 管理指導員及び生活指導員の任命に関する事項

① 管理指導員

受入建設企業は、受け入れる外国人建設就労者の人数や職種に応じて、適切に管理指導員を配置しなければなりません。

例えば、技能実習指導員として多くの技能実習生を指導している場合において、余裕がないにも関わらず、追加で外国人建設就労者の管理指導員を行うようなことは避ける必要があります。

また、管理指導員は、外国人建設就労者が従事する技能等について十分に指導できるようにするため、当該技能について5年以上の経験を持つことが必要です。

そのため、適正監理計画においては、配置する管理指導員の経歴、実務経験及び指導を予定している外国人建設就労者の数等（管理指導員として任命する者が技能実習指導員を兼務する場合には、指導を行っている技能実習生の数についても併せて記載すること）について記載してください。

あわせて、管理指導員及び生活指導員の配置人数が、当該受入建設企業において適切であるとする根拠を添付する必要があります。

また、特定監理団体は、監査の際には、適正監理計画に記載された経験年数を有する管理指導員が、実際に指導に当たっているかを確認する必要があります。また、管理指導員が指導を行う際に、安全衛生管理上の留意点等のノウハウを踏まえた上で指導を行っているか確認することも必要です。

なお、管理指導員について、技能実習制度における技能実習指導員と兼務することは差し支えありませんが、上述のとおり受け入れている技能実習生及び外国人建設就労者の人数を考慮し、適切な数の管理指導員を配置する必要があります。

② 生活指導員

受入建設企業は、外国人建設就労者の生活指導を行う生活指導員を配置しなければなりません。

適正監理計画には、配置する生活指導員の経歴及び指導を予定している外国人建設就労者の数（生活指導員として任命する者が技能実習の生活指導員を兼務する場合には、指導を行っている技能実習生の数についても併せて記載すること）等について記載してください。

生活指導員は、外国人建設就労者の我が国における生活上の留意点につい

て指導するだけでなく、外国人建設就労者の生活状況を把握したり、外国人建設就労者の相談に乗ったりするなどして、問題の発生を未然に防止するよう努めなければならない、その役割は重要です。

なお、生活指導員について、技能実習制度における生活指導員と兼務することは差し支えありませんが、受け入れている技能実習生及び外国人建設就労者の人数を考慮し、適切な数の生活指導員を配置する必要があります。

(8) 報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項

報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項として、受入建設企業の売上高、経常損益等を記載するほか損益計算書等の写しを添付します。

(9) 外国人建設就労者との面談及び外国人建設就労者からの生活、労働等(転職を含む。)に係る相談への対応(苦情処理を含む。)並びに監査の実施に関する事項

外国人建設就労者からの相談へ対応する特定監理団体の相談員、相談体制、相談時間等について記載します。

なお、外国人建設就労者からの相談は勤務時間外になされるケースが大半と考えられるので、休日や夜間の相談にも対応できるようにすることが望まれるほか、母国語での相談に対応することが望まれます。

あわせて、監査の体制等についても記載します。

(10) 外国人建設就労者の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項

帰国旅費の確保の方法や負担する者、負担条件等について記載します。

受入建設企業が帰国旅費を支弁できない場合は、特定監理団体が帰国旅費を負担する必要があることについて留意する必要があります。

(11) 就労の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

受入建設企業の倒産や不正行為、外国人建設就労者の失踪、受入建設企業と外国人建設就労者との間の諸問題などにより、建設特定活動が継続できなくなった場合の措置(対応方法等)について記載します。

(12) 送出し機関に関する事項

送出し機関の概要等について記載し、特定監理団体と送出し機関との間に締結された又は締結を予定している外国人建設就労者受入事業に係る契約書の写しを添付してください。

なお、外国人建設就労者から保証金を徴収していたり、雇用契約の不履行に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結している送出し機関からの外国人建設就労者の受入れは認められません(ガイドライン第8章の1(2)参照)。

また、送出し機関の選定に当たっては以下の事項に留意することとしてください。

①送出し機関は、送出し国政府機関か、又は各送出し国政府から各国の基準に従って認定を受けた送出し機関(注)に限ること

外国人建設就労者受入事業における送出し機関は、送出し国政府機関か、

又は各送出し国政府から各国の基準に従って認定を受けた送出し機関（注）に限ります。

（注）外国人建設就労者が国籍又は住所を有する国の所属機関その他当該者が本邦において行おうとする活動の準備に関与する外国の機関で、公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）との間で「討議議事録（R/D）」及び「補足討議議事録（補足 R/D）」を締結している送出し国政府が、各国の基準に従って、一定の要件を充足し日本に技能実習生を派遣するにふさわしいと認定した機関。

②本事業に関し適切に役割を果たすことができる機関であること

本事業に関し、送出し機関が果たすべき主な役割は以下のとおりであり、以下の役割を果たすことができる機関を選定する必要があります。

ア 本事業の目的・仕組み等について十分理解していること。

イ 外国人建設就労者になろうとする者に対して本事業の目的・仕組み等について十分説明し、適切な候補者の選抜ができること。

ウ 特定監理団体との協議を通じて、外国人建設就労者となろうとする者と受入建設企業双方の希望、条件等について最良のマッチングを図ることができるよう努めること。

エ 外国人建設就労者の事故、失踪等があった場合に、特定監理団体からの要請に応じて、解決に向けて協力すること。また、外国人建設就労者と母国の留守家族とのコミュニケーションについても配慮すること。

オ アからエまでの役割を果たすための体制の整備、人員の確保がなされていること。

4 提出書類

- ① 適正監理計画認定申請書（様式第2号）
- ② 適正監理計画（様式第2号（別紙））
- ③ 受入建設企業になろうとする者の登記事項証明書
- ④ 受入建設企業になろうとする者の損益計算書、貸借対照表の写し
- ⑤ 常勤の職員の数を明らかにする文書（常勤の職員の社会保険の加入状況が分かる資料を添付すること）
- ⑥ 受入建設企業となろうとする者（及び送出し機関）が、外国人建設就労者と締結することを予定している雇用契約書及び雇用条件書の写し
- ⑦ 外国人建設就労者に対し、適正監理計画の認定を申請するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、書面により当該外国人建設就労者が十分に理解することができる言語で説明したことを証する書類の写し（様式第2－3号）

- ⑧ 特定監理団体が監理に要する費用を徴収することを予定している場合は、当該費用の負担者、金額及び用途を明らかにする文書
- ⑨ 受入建設企業が受け入れている技能実習生の名簿
- ⑩ 送出し機関の概要を明らかにする資料（送出し機関のパンフレット、送出し機関が登記・登録されていることを示す公的な資料等）
- ⑪ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の許可を受けていることを証する書類
- ⑫ 受入建設企業の建設キャリアアップシステム事業者 ID を明らかにする書類（メール「【建設キャリアアップシステム】事業者情報新規登録完了「事業者 ID」のお知らせ」又はハガキ「建設キャリアアップシステム事業者情報登録完了のお知らせ」の写し。パスワードはマスキングしてください。）
- ⑬ 報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であることを証する書類
- ⑭ 管理指導員及び生活指導員の経歴書（管理指導員については実務経験を併せて記載すること）
- ⑮ 特定監理団体と送出し機関との間に締結された（又は締結を予定している）外国人建設就労者受入事業に係る契約書の写し
- ⑯ 建設分野技能実習の受入実績を証する書類
建設分野技能実習の受入実績を証する書類として、以下のア、イの書類からそれぞれ 1 点ずつを提出してください。
なお、これまで受け入れた全ての技能実習生の書類を提出する必要はありません。実績の証明が可能な技能実習生 1 名の書類を提出してください。
- ア 受け入れた第 2 号技能実習生又は第 3 号技能実習生の「氏名」、「在留期間」、「職種」、「実習実施者名」が確認できる書類から 1 点
 - （ア） 雇用契約書及び雇用条件書
 - （イ） 技能実習生派遣契約書
 - （ウ） 派遣状
- イ 受け入れた第 2 号技能実習生又は第 3 号技能実習生が 2 年間に在籍したことを証する書類から 1 点
 - （ア） 帰国報告書
 - （イ） 技能実習実施期間中の報酬の支払い状況が分かる資料（賃金台帳、給与明細の写し等）
- ⑰ 外国人建設就労者の建設キャリアアップシステム技能者 ID を明らかにする書類（建設キャリアアップカードの写し）

5 認定要件

適正監理計画の認定に係る要件は、告示第5の2に定めるとおりですが、主な認定要件についての留意事項は以下のとおりです。

なお、外国人建設就労者受入事業に関する告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第268号）により追加された基準（建設キャリアアップシステムへの事業者・外国人建設就労者の登録、重要事項の事前説明、報酬の安定的な支払い及び技能習熟に応じた昇給）については、令和2年1月1日以降に国土交通省において受理する新規の適正監理計画から適用となります。既に認定を受けている適正監理計画の変更申請については、経過措置により本基準の適用外となります。

（1）受入建設企業となろうとする者の要件

①建設業法第3条の許可を受けていること

②建設キャリアアップシステムに登録していること

建設キャリアアップシステムを活用することで、外国人建設就労者に対する、客観的基準に基づく技能と経験に応じた賃金支払の実現や、工事現場ごとの当該外国人の在留資格・安全資格・社会保険加入状況の確認、不法就労の防止等の効果が得られます。

受入建設企業は、あらかじめ建設キャリアアップシステムに登録する必要があります。

建設キャリアアップシステムの登録方法については、一般財団法人建設業振興基金のホームページ等をご覧になり、不明な点があれば当該法人にお問い合わせください。

③過去5年間に建設業法に基づく監督処分を受けていないこと

④過去5年間に労働基準関係法令違反により罰金以上の刑に処せられたことがないこと

受入建設企業となろうとする者又はその経営者、管理者、管理指導員若しくは生活指導員が過去5年間に労働基準関係法令違反により罰金以上の刑に処せられたことがないことが必要です。

また、過去5年間とは、刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していることを指します。

なお、具体的には、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法等の違反により罰金以上の刑に処せられたことがある場合が該当します。

⑤労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること

外国人建設就労者の受入に当たっては、受入建設企業が労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していることが必要です。

ア 労働関係法令の遵守

受入建設企業が責任を持って適正な建設特定活動を雇用契約に基づい

て実施するに当たっては、労働関係法令を遵守することが特に必要です（注1）。労働関係法令に違反した場合は処罰の対象となることがあり、また後述の労働関係法令違反に係る不正行為となります。

（注1）賃金台帳の調製、強制貯金の禁止、休業手当、賃金の支払、最低賃金、割増賃金、労働時間、休憩、休日の確保、年次有給休暇の付与、法令の周知、寄宿舍、安全衛生教育、就業制限業務に係る免許等、健康診断その他の労働関係法令の規定の遵守を徹底することが必要です。

また、労働基準法により受入建設企業は、雇用契約の締結に際し、外国人建設就労者に対して労働条件を明示する義務があり、特に賃金、労働時間等については書面を交付しなければなりません。この場合、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（平成19年厚生労働省告示第276号）に基づき、雇用契約書等を日本語に加えて母国語によっても作成する等して、雇用契約の内容が外国人建設就労者に十分に理解できるようにしなければなりません。

さらに、外国人建設就労者について労働時間管理を行う必要がありますが、特に、時間外労働や休日労働を行わせる場合には、労働基準法に定める割増賃金の支払だけではなく労使協定（36協定）の締結・届出（注2）が必要です。

（注2）労働基準法第36条第3項において、36協定の内容は厚生労働大臣の定める基準（時間外労働の限度に関する基準（平成10年労働省告示第154号））に適合しなければならないこととされており、同告示においては、一定期間についての時間外労働の限度時間が定められています。

イ 社会保険関係法令の遵守

受入建設企業は、社会保険関係法令（労働保険関係法令を含む）を遵守し、災害防止・健康確保対策を推進する必要があります。

そのため、受入建設企業は外国人建設就労者について、万一の労働災害・通勤途上災害に備えて労災保険に、日常生活でのケガや病気、障害補償や遺族補償に備えて健康保険や厚生年金保険等社会保険にそれぞれ加入させなければなりません。

また、外国人就労者に対して、労働条件を明示するに当たっては、社会保険への加入等についても十分説明する必要があります。

⑥建設特定活動に係る国土交通省その他の監督官庁が実施する賃金水準等の調査に協力すること

調査に協力することの具体的な内容については、ガイドライン第8章の1（5）において記載しています。

⑦告示第6の4の報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、元請企業の指導に従うこと

受入建設企業は、国土交通省が別に定めるところにより、元請企業から報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、元請企業の指導に

従わなければなりません。

- ⑧過去5年間に2年以上適正に建設分野技能実習を実施した実績があること
留意する事項については、ガイドライン第5章の4(1)と同様です。
- ⑨過去5年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと

過去5年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないことを要件として求めています。

外国人建設就労者受入事業における受入企業を適切な監理を行うことができる者に限定する趣旨に鑑み、本要件においては、受入建設企業となろうとする団体としてはもちろん、企業の経営者、管理者、管理指導員又は生活指導員についても、外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないことが求められます。

また、受入建設企業になろうとする団体の経営者又は管理者が、他の受入建設企業等の経営者、役員又は管理者となっている場合においても、当該役員又は管理者が、過去5年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行っていないことも求められます。

なお、在留資格「技能実習」に係る不正行為については、当該不正行為が技能実習の適正な実施を妨げるものであったか否かを問わず、地方出入国在留管理局から不正行為を行ったと認められる旨の通知文書を受けている場合は、外国人の受入れ又は就労に係る不正行為に該当します。

- ⑩過去5年間に技能実習法第15条第1項の規定による改善命令又は同法第16条第1項の規定による認定の取消し（以下「実習認定の取消し等」という。）を受けていないこと

受入建設企業が、過去5年間に実習認定の取消し等を受けたことがある場合には、適正監理計画の認定を受けることができません。

- ⑪入管法第73条の3の規定若しくは施行令第1条第1号、第2号、第5号又は第6号ニまでに掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること

受入建設企業（経営者、管理者、管理指導員、生活指導員個人を含む。）が不法就労助長罪等（入管法第73条の2から第74条の8まで（第74条の7を除く）及び第76条の2の罪）や賃金等支払義務等（労働基準法第24条、同第37条、最低賃金法第4条第1項等）に対する違反により刑に処せられたことがある場合には、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過するまでは、適正監理計画の認定を受けることができません。

- ⑫過去5年間に当該機関の事業活動に関し、技能実習第1号イの項下欄第21号の2に規定する行為を行ったことがないこと。

受入建設企業又はその経営者、管理者、管理指導員若しくは生活指導員が過去5年間に当該機関の事業活動に関し、不正に外国人に係る在留資格認定証明書の交付、上陸許可、在留資格変更許可等を受けさせる目的等で偽変造文書等の行使又は提供をしたことがある場合には、適正監理計画の認定を受

けることができません。

- ⑬受け入れる外国人建設就労者に従事させる業務に従事する相当数の労働者を過去3年以内に非自発的に離職させていないこと

外国人建設就労者受入事業が、国内人材の確保に最大限努めることを基本とした上で、外国人材の受入れを行うものであることに鑑み、外国人建設就労者を受け入れる目的で、現に就労している国内の労働者を非自発的に離職（解雇等）させるようなことはあってはいけません。

本要件に基づき、受入建設企業が一つの事業所において、受け入れる外国人建設就労者に従事させる業務に従事する者について、過去3年以内に、1月以内の期間に30人以上の非自発的離職者を発生させている場合は適正監理計画の認定を受けることができません。

- ⑭外国人建設就労者を建設キャリアアップシステムに登録すること

建設キャリアアップシステムには、受入建設企業のみならず、外国人建設就労者も登録する必要があります。

適正監理計画の認定申請前に、必ず建設キャリアアップシステムへの技能者登録を完了させるようにしてください。

国土交通省は、外国人建設就労者のみならず技能者全員を建設キャリアアップシステムに登録することを通じて、建設業界における客観的基準に基づく技能と経験に応じた賃金支払いの実現を図っていきたいと考えております。

(2) 受入人数

外国人建設就労者と1号特定技能外国人の受け入れる人数の合計が、受入建設企業となろうとする者の常勤の職員の総数を超えてはいけません。

なお、常勤の職員の総数には、当該受入建設企業となろうとする者が受け入れている技能実習生、外国人建設就労者及び1号特定技能外国人の数は含みませんので留意する必要があります。

(3) 在留期間

従事させる期間については、ガイドライン第4章の2の外国人建設就労者が在留可能な期間の範囲内において設定する必要があります。

(4) 帰国期間

外国人建設就労者を受け入れるにあたっては、ガイドライン第4章の2のとおり外国人建設就労者が修了した技能実習の区分に応じた期間、母国に帰国していることが要件となります。

(5) 報酬

➤ 報酬予定額

報酬予定額については、告示第5の2(6)において「同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であり、安定的な支払い及び技能習熟に応じた昇給が雇用契約に明記されていること」を要件としています。外国人建設就労者は、第2号技能実習修了者であれば概ね3年間、第3号技能実習修了者であれば概ね5年間、日本に在留し技能実習を修了した者であることから、従事する活動について、概ね3年程度又は5年程度の経験を有する「経験者」として扱う必要があります。

このため、報酬予定額を決める際には、技能実習生を上回ることはもちろんのこと、実際に3年程度又は5年程度の経験を積んだ日本人の技能者に支払っている報酬と比較し、適切に報酬予定額を設定する必要があります。

また、適正監理計画の認定申請においては、「報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であることを証する書類」として、技能実習生に支払っている報酬額や3年程度又は5年程度の経験を積んだ日本人の技能者に支払っている報酬額等について添付し、要件を満たしていることについて説明する必要があります（報酬予定額については、月額で記載します）。

なお、受入建設企業に比較対象となる日本人の労働者がいない場合においても、例えば受入建設企業の就業規程に基づき、3年程度又は5年程度の経験を積んだ者に支払われるべき報酬の額を提示することや、経験年数が異なる他の労働者の報酬から類推して、根拠を提示する等、適切な報酬予定額の設定がされていることにつき、必ず客観的に合理的理由を説明する必要があります。

➤ 報酬の支払形態

日給制や時給制の場合、季節や工事受注状況による仕事の繁閑によりあらかじめ想定した報酬予定額を下回ることもあり、報酬面のミスマッチが外国人建設就労者の就労意欲の低下や失踪等を引き起こす可能性を否定できません。

したがって、外国人建設就労者については安定的な報酬を確保するため、仕事の繁閑により報酬が変動しないこと、すなわち月給制（※）によりあらかじめ特定技能外国人との間で合意を得た額の報酬を毎月安定的に支払うことが必要です。特定技能所属機関で雇用している他の職員が月給制でない場合も、特定技能外国人に対しては月給制による報酬の支払が求められます。

※本ガイドラインにおいて「月給制」とは、「1カ月単位で算定される額」（基本給、毎月固定的に支払われる手当及び残業代の合計）で報酬が支給されるものを指します。

※外国人建設就労者に支給される報酬のうち「1カ月単位で算定される額」が、同等の技能を有する日本人の技能者に実際に支払われる1カ月当たりの平均的な報酬額と同等であることが求められます。

※外国人建設就労者の自己都合による欠勤（年次有給休暇を除く）を基本給から控除することは差し支えありませんが、会社都合や天候を理由とした現場作業の中止等による休業について欠勤の扱いとすることは認められません。天候を理由とした休業も含め、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、労働基準法に基づき、平均賃金の60%以上を支払う必要があります。また、休業する日について本人から年次有給休暇を取得する旨の申出があった場合、年次有給休暇としても問題ありません。

※1カ月あたりの所定労働日数が変動したり、変形労働時間制を採用する

ことにより 1 カ月の所定労働時間数に変動したりする場合も、「1 カ月単位で算定される定額」で報酬を支給しなければなりません。

➤ **昇給等**

技能の習熟（例：実務経験年数、資格・技能検定を取得した場合、建設キャリアアップシステムの能力評価におけるレベルがステップアップした場合等）に応じて昇給を行うことが必要であり、その昇給見込額等をあらかじめ雇用契約に記載しておく必要があります。

また、賞与、各種手当や退職金についても日本人と同等に支給する必要があり、外国人建設就労者だけが不利になるような条件は認められません。

(6) 保証金、違約金

ガイドライン第 5 章の 4（9）と同様です。

6 適正監理計画の変更

適正監理計画の記載事項に変更（軽微な変更を除く。）がある場合は、国土交通大臣に対して適正監理計画の変更申請を行う必要があります。なお、適正監理計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更の場合は、国土交通大臣に対して適正監理計画の変更届出を行う必要があります。

変更の申請については様式第 2 号の様式、変更の届出については様式第 2 - 2 号の様式を使用し、変更箇所が分かるように記載してください。

変更を行わず建設特定活動を継続した場合、告示第 12 の 2 により適正監理計画の認定が取り消される可能性がありますので、留意してください。

第7章 外国人建設就労者の入国手続等

1 在留資格認定証明書交付申請

建設分野技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国していた外国人建設就労者を受け入れようとする特定監理団体等（注）は、在留資格認定証明書の交付申請の手続を行います。

（1）申請手続を行う者

特定監理団体又は受入建設企業の職員、申請取次者等

（2）申請先

居住予定地又は特定監理団体若しくは受入建設企業の所在地を管轄する地方出入国在留管理局

（3）提出書類

- ①在留資格認定証明書交付申請書
- ②写真（縦4 cm ×横3 cm）
- ③返信用封筒（定形封筒に宛先を明記の上、送料分の切手（簡易書留用）を貼付したもの）
- ④告示第5の認定を受けた適正監理計画認定証の写し
- ⑤雇用契約書の写し
- ⑥帰国後、本邦において技能実習で在留中に修得した技能等を要する業務に従事することを証する文書（復職予定証明書等）
- ⑦特定監理団体の概要を明らかにする資料
- ⑧受入建設企業の概要を明らかにする資料
- ⑨申請人（外国人建設就労者となろうとする者）の履歴書
- ⑩申請者の身分を証する文書（パスポートの写し等）

2 査証（ビザ）の取得と入国手続

日本の在外公館において、査証申請書、写真、旅券、在留資格認定証明書等を提示又は提出して査証を申請します。

査証取得後、日本の空港・海港において旅券、査証、在留資格認定証明書等を入国審査官に提示又は提出して上陸審査を受け、旅券に上陸許可の証印を受けるとともに在留カードの交付を受けます。

（注）上陸許可の証印とともに在留カードが交付されるのは、平成29年9月現在、新千歳空港、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、広島空港及び福岡空港に限定されています。その他の空港・海港については、住居地の届出を行った後に郵送により交付されます。

3 住居地の届出

入国後、住居地を定めた日から 14 日以内に、住居地の市区町村において、在留カードを提出（在留カードが後日交付となっている場合は旅券を提示）して住居地を届け出る必要があります。

なお、住居地を変更したときは、新住居地に移転した日から 14 日以内に、新住居地の市区町村において、在留カードを提出（在留カードが後日交付となっている場合は旅券を提示）して新住居地を届け出る必要があります。

4 在留期間更新許可申請

在留期間の更新を希望する場合は、在留期間更新許可申請の手続を行います。申請期間は、在留期間の満了する概ね 3 か月前から在留期間の満了する日までで、許可時に新たな在留カードが交付されます。

(1) 申請手続を行う者

外国人建設就労者本人が行いますが、特定監理団体又は受入建設企業の職員、申請取次者が行うこともできます。

(2) 申請先

住居地を管轄する地方出入国在留管理局

(3) 提出書類

- ①在留期間更新許可申請書
- ②写真（縦 4 cm × 横 3 cm）
- ③旅券及び在留カード（提示）
- ④告示第 5 の認定を受けた適正監理計画認定証の写し
- ⑤在籍証明書
- ⑥住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1 年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）
- ⑦申請者の身分を証する文書（申請取次者等が申請を提出する場合）

(4) 在留カードの受領

受領の際には、手数料 4,000 円（収入印紙で納付）が必要です。

5 在留資格変更許可申請

建設分野技能実習に引き続き在留する外国人建設就労者になろうとする場合及び転職等により受入建設企業を変更しようとするときは、速やかに在留資格変更許可申請の手続を行います。許可時に新たな在留カードが交付されます。

(1) 申請手続を行う者

外国人建設就労者本人、特定監理団体又は受入建設企業の職員、申請取次者

(2) 申請先

住居地を管轄する地方出入国在留管理局

(3) 提出書類

- ①在留資格変更許可申請書
- ②写真（縦4 cm ×横3 cm）
- ③旅券及び在留カード（提示）
- ④告示第5の認定を受けた適正監理計画認定証の写し
- ⑤雇用契約書の写し
- ⑥帰国後、本邦において技能実習で在留中に修得した技能等を要する業務に従事することを証する文書（復職予定証明書等）
- ⑦住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）
- ⑧特定監理団体の概要を明らかにする資料
- ⑨受入建設企業の概要を明らかにする資料
- ⑩外国人建設就労者本人の履歴書
- ⑪申請者の身分を証する文書（申請取次者等が申請を提出する場合）

(4) 在留カードの受領

受領の際には、手数料4,000円（収入印紙で納付）が必要です。

第8章 建設特定活動

1 建設特定活動の実施(特定監理団体)

(1) 受入建設企業に対する監査、指導及び監督

外国人建設就労者受入事業における「監理」とは、外国人建設就労者を受け入れる特定監理団体が、受入建設企業において、適正監理計画に基づいて適正に建設特定活動が実施されているか否かについて、その実施状況を確認し、適正な実施について受入建設企業を指導することをいいます。

そして、特定監理団体の「責任及び監理」の下で建設特定活動を実施することにより、中小の受入建設企業の能力を補完して、適正な建設特定活動を実施するものです。

したがって、これらの団体が名目のみ特定監理団体となり、実際の「監理」は他の機関が行うような場合は、当該建設特定活動は特定監理団体の「責任及び監理」の下に行われているとは認められず、不適正な受入れとなります。

このため、受入建設企業に対する定期の監査を確実に実施することはもちろん、日常的に受入建設企業への訪問や外国人建設就労者に対する面談等を実施し、適切な監理を行うよう努める必要があります。

(2) 送出し機関との調整及び外国人建設就労者のあっせん

特定監理団体は、特に帰国後の技能実習修了者を外国人建設就労者として受け入れる場合には、送出し機関と綿密に調整を行い、国内に受け入れ、受入建設企業に対してあっせんする必要があります。

なお、送出し機関が外国人建設就労者と受入建設企業との間における雇用契約の成立をあっせんする場合には、当該送出し機関の活動がその所在する国において法的に認められていることが必要です。

特定監理団体は、現地の事情に精通している送出し機関が重要な役割を担っていることに鑑み、送出し機関に対して、外国人建設就労者受入事業の目的や仕組みについて確実に説明し、相互に協力し適切な外国人建設就労者の選抜を行う必要があります。

また、技能実習制度においては、禁止されているにもかかわらず失踪防止等を名目として、技能実習生本人やその家族等から保証金等を徴収している送出し機関があります。送出し機関が外国人建設就労者本人やその家族等から保証金を徴収するなどして金銭その他の財産を管理している場合には、その送出し機関からの外国人建設就労者の受入れは認められません。

同様に、送出し機関が外国人建設就労者の雇用契約の不履行に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していた場合についても受入れは認められないため、特定監理団体は、外国人建設就労者

を受け入れる際、送出し機関と建設特定活動希望者との間で締結された送出しに係る契約を把握し、当該契約の中に保証金の徴収に関する規定等不適正な内容がないか、必ず確認する必要があります。

(3) 定期的な就労状況の確認等

特定監理団体は、3 か月に 1 回以上受入建設企業への監査を行うことのほかに、適正監理計画に沿った建設特定活動が実施されているか、定期的に外国人建設就労者の就労状況を確認することに努める必要があります。

特に、受け入れる外国人建設就労者は技能実習を修了して一旦本国へ帰国した後に再入国しているため、入国後 6 か月間、1 か月に 1 回、必ず受入建設企業を訪問し、当該外国人建設就労者の就労状況を確認する必要があります。

また、就労状況の確認を行った特定監理団体の職員等は、特定監理団体の建設特定活動に係る責任者に訪問指導の実施状況を報告するとともに、当該報告内容を記録し、その主たる事業所に備え付ける必要があります（書類の保存期間等については(6)のとおり。）。

なお、就労状況の確認における確認項目の例としては以下のとおりです。

①生活面

食事、健康管理、問題行動の有無、休日の取得状況

②労働面

外国人建設就労者の就労状況と就労態度、時間外労働の状況、安全衛生対策、賃金の支払い状況

(4) 相談体制の構築

①概要

特定監理団体は、相談員を配置し、外国人建設就労者からの生活、労働等（転職を含む。）に係る相談に対応する措置を講じていなければなりません。外国人建設就労者からの相談は勤務時間外になされるケースが大半と考えられるので、休日や夜間の相談にも対応できるようにすることが望まれます。また、外国人建設就労者の母国語での相談に対応できるようにすることが望まれます。特定監理団体において相談員を配置することが困難な場合には、その上部団体の相談体制を活用しても差し支えありません。

そして、当然のことながら、特定監理団体は、いつ誰に連絡したら相談を受けられるのかという点及び連絡方法を入国後、外国人建設就労者に確実に伝えなければなりません。外国人建設就労者から相談を受けた相談員は、相談の内容を記録するとともに、その内容に応じて公的機関や受入建設企業の生活指導員等と連携して適切に対応する必要があります。

②転職に係る相談への対応

外国人建設就労者は、受入建設企業を変わることが可能ですが、本制度の

趣旨に合致した適切な就労を担保するとともに、外国人建設就労者に対して関係法令等の周知を図るという観点から、転職を希望する外国人建設就労者はあらかじめ特定監理団体に相談することとし、特定監理団体は不法就労等の問題が生じることのないよう、適切かつ誠実にこれらの相談に応じる必要があります。

なお、転職に係る特定監理団体への相談は、上述のとおり、外国人建設就労者が転職に際し、適切な機関から助言を受けられる機会を保障する趣旨であり、特定監理団体の同意を得なければ転職ができないこととする趣旨ではありません。

③転職の相談に併せて特定監理団体が行うべき事項

外国人建設就労者から転職に係る相談があった場合において、特定監理団体は誠実に相談に対応するほか、当該外国人建設就労者に対して以下の支援を行うよう努める必要があります。

ア 当該外国人建設就労者、就労先の受入建設企業及び送出し機関の間の話し合いの仲介

イ 特定監理団体の傘下において受入れが可能な別の受入建設企業の紹介又は適正監理推進協議会を通じて、傘下に当該外国人建設就労者が従事することができる職種の受入建設企業が所属している他の特定監理団体の紹介

ウ 転職に係る送出し機関との調整（当該外国人建設就労者の転職に関して必要な手続を行うこと等）

④転職が可能となる場合

外国人建設就労者の転職に当たっては、転職先の特定監理団体、受入建設企業が特定監理団体の認定及び適正監理計画の認定を受けていることが必要です。

また、転職先において、外国人建設就労者が従事する業務については、ガイドライン第6章の3(2)④のとおり、原則として、修了した建設分野技能実習の職種及び作業の名称と同一の業務である必要がありますので、転職先の受入建設企業の適正監理計画において、「外国人建設就労者に従事させる業務の内容」と当該外国人建設就労者が修了した建設分野技能実習の職種及び作業が原則として同一の業務である必要があります。

さらに、転職先の特定監理団体においては、当該外国人建設就労者の所属する送出し機関との関係がない場合、当該外国人建設就労者の所属する送出し機関に対して転職の事実の報告を行うとともに、転職に当たり適正な監理が損なわれることのないよう、適正な監理に必要な事項について調整しておく必要があります。調整が必要な主な事項については以下のア～オのとおりです。

ア 送出し機関の役割

送出し機関における連絡担当者の配置や送出し国政府への法的諸手続の実施、在留手続に必要な書類の準備等送出し機関の役割について取り決めておく必要があります。

イ 外国人建設就労者の遵守すべき事項の指導

送出し機関が、以下の外国人建設就労者が遵守すべき事項の周知徹底を図り、特定監理団体及び受入建設企業と協力して外国人建設就労者に対する指導を行う旨、取り決めておく必要があります。

- ・ 管理指導員及び生活指導員の指導に従い、誠実な姿勢で建設特定活動に従事すること。
- ・ 日本国滞在は単身で行い、同居を目的とした家族の呼び寄せは行わないこと。
- ・ 在留資格で認められた以外の収入や報酬を伴う活動は行わないこと。
- ・ 自ら旅券については保管し、在留カードについては携帯すること。
- ・ 建設特定活動終了後は速やかに帰国すること。
- ・ 技能実習において修得した技能等を帰国後復職した職場で有効に活用し、母国の産業の発展に寄与すること。

ウ 事故・犯罪・失踪に関する措置

外国人建設就労者について、事故・犯罪・失踪等の問題が発生した際の連絡方法等について取り決めておく必要があります。

エ 保証金等の徴収の禁止

告示第4の2(12)で定める保証金等の徴収の禁止について、送出し機関においても確実に遵守されるよう取り決めておく必要があります。

オ 送出し管理費等の費用負担

外国人建設就労者が事故にあった場合の対策費用や相談・生活指導の補助に要する経費、帰国後の国内移動旅費等の送出し管理費について負担者及び負担方法を取り決めておく必要があります。

あわせて転職先の特定監理団体及び受入建設企業は、必要に応じて送出し機関の追加等、適正監理計画の変更等の対応を行うことが必要です

なお、必要な調整が行われていない場合、告示第8の10の規定に基づく国土交通大臣からの指示の対象となるとともに、指示に従わない場合は、告示第12の1(6)の規定に基づく認定の取消し等の措置がとられる場合があります。

あわせて、入国管理局に対して、当該外国人建設就労者の在留資格の変更申請等、所要の手続を行うことが必要です。

また、転職元及び転職先の受入建設企業において、それぞれの受入建設企

業を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に雇入れ又は離職に係る外国人雇用状況届出を行ってください。

⑤ 転職に係る留意点

受入建設企業と外国人建設就労者との間においては、期間の定めのある雇用契約を締結することとなりますが、当該契約の解除については、労働関係法令等の諸規定が適用されることとなります。

特定監理団体は、転職に起因する雇用契約解除に関する労働関係法令等の諸規定について十分理解するとともに、受入建設企業と外国人建設就労者との間に立ち、労働紛争や民事訴訟、不法就労の問題等が生じないよう、外国人建設就労者の転職について、適切な対応を行うことが必要です。

なお、特定監理団体がこれらの相談への対応を怠った場合は、告示別表第2の14号の不正行為として認定されることがありますので、注意する必要があります。

(5) 調査等への協力

国土交通省、地方出入国在留管理局、厚生労働省その他の監督官庁及び適正監理推進協議会の求めに応じて調査等に協力することが必要です。

例えば、監督官庁からの調査に自ら回答することのほか、傘下の受入建設企業が調査の対象となる場合において、傘下の受入建設企業の回答票を取りまとめ、監督官庁に回答すること等がこれに該当します。

(6) 外国人建設就労者の受入れに関する文書の作成及び保管

特定監理団体は、外国人建設就労者の受入れに関する文書の作成及び保管をしなければなりません。

外国人建設就労者の受入れに関する文書とは、告示第6の1(4)の就労状況の確認の際に作成する文書や受け入れている外国人建設就労者の名簿等を指し、当該外国人建設就労者が建設特定活動を終了し帰国した日から少なくとも3年間は保存しなければなりません。

なお、文書の作成、備付け及び保存は（他の法令により規制されている場合を除き）電磁的方法によるものでも差し支えありません。

2 帰国担保措置

特定監理団体及び受入建設企業は、外国人建設就労者の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置を講じていなければなりません。

帰国担保措置の中心となる帰国旅費については、基本的には外国人建設就労者が支弁するものですが、やむを得ない事情により外国人建設就労者が支弁できない場合、受入建設企業が負担する必要があります。

また、受入建設企業の倒産などにより、受入建設企業が支弁することができ

ない場合、特定監理団体が帰国旅費を負担する必要があります。

なお、航空券の手配や空港までの送迎等、帰国に係る支援については、特定監理団体及び受入建設企業が行う必要があります。

3 建設特定活動の実施が不可能となった場合の措置

受入建設企業の倒産や不正行為、外国人建設就労者の失踪、受入建設企業と外国人建設就労者との間の諸問題などにより、建設特定活動が継続できなくなる場合があります。万一、このような事態が発生した場合に、受入建設企業は、建設特定活動の継続が不可能となった事実とその対応策を速やかに特定監理団体に報告しなければなりません（告示第6の5）。報告を受けた特定監理団体は速やかに国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方出入国在留管理局及び適正監理推進協議会に報告する必要があります（告示第13の1（3））。

また、外国人建設就労者本人の責めによらない事由により継続困難となった場合には、外国人建設就労者が引き続き建設特定活動を行うことを希望し、適正な建設特定活動を実施する体制を有していると認められる他の機関に受け入れられるときは、引き続き在留が認められます。したがって、建設特定活動を継続できなくなった企業が受け入れていた外国人建設就労者が、建設特定活動の継続を希望している場合には、当該受入建設企業又は特定監理団体は、その旨を地方出入国在留管理局に申し出るとともに、適正監理推進協議会等関係機関の協力・指導等を受けるなどして、新たな受入建設企業を探す必要があります（告示第11）。

さらに、受入建設企業における建設特定活動の継続が不可能となった場合に、新たな受入建設企業を速やかに確保できるようにするため、特定監理団体は、傘下の受入建設企業それぞれについて外国人建設就労者の受入れ余力がどれくらいあるか把握していることが望まれます。

なお、所属している受入建設企業からの移籍を希望する外国人建設就労者は、地方出入国在留管理局において在留資格変更許可申請を行わなければなりません。

一方、外国人建設就労者の失踪により、建設特定活動の実施が不可能となった場合は、受入建設企業及び特定監理団体は上記の報告を行うとともに、送出し機関や本国の家族等に問い合わせること等により、失踪者の所在（就労先等）の把握に努めなければなりません。

また、受入建設企業が失踪した外国人建設就労者の所在を確認したときは、直ちに特定監理団体に報告しなければなりません。

特定監理団体は、受入建設企業から所在の確認の報告を受けたとき又は自ら

所在を確認したときは、国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方出入国在留管理局、失踪者の所在地を管轄する地方出入国在留管理局及び適正監理推進協議会に対して直ちに通報しなければなりません。

4 関係機関に対する報告

告示第13に規定する関係機関に対する報告のほか、告示第7の3における協議会への報告及び告示第8の監査に係る報告等を行う必要があります。

特定監理団体が行う報告については、ガイドライン第3章に一覧を掲載しています。

報告を怠る行為は、国土交通大臣からの是正指示の対象となることはもちろん、報告事項によっては告示別表第2の不正行為に該当する可能性があるため、各種報告については確実にを行う必要があります。

5 建設特定活動の実施(受入建設企業)

次に建設特定活動において、受入建設企業が行わなければならないことについて留意すべき事項は以下のとおりです。

(1) 特定監理団体等に対する受入れの届出

受入建設企業は、外国人建設就労者を受け入れたときは、当該外国人建設就労者が建設特定活動への従事を開始した日から2週間以内に、その旨を特定監理団体に届け出なければいけません。

届け出る事項については、以下のとおりです。

- ①外国人建設就労者の氏名
- ②外国人建設就労者の生年月日
- ③外国人建設就労者の性別
- ④外国人建設就労者の国籍
- ⑤外国人建設就労者の住居地
- ⑥外国人建設就労者の在留カード番号
- ⑦外国人建設就労者が修了した建設分野技能実習の職種及び作業の名称
- ⑧上陸年月日
- ⑨建設特定活動従事開始年月日
- ⑩在留期間満了年月日

なお、外国人建設就労者が引越し等により住居地を変更する場合は、住居地の変更について特定監理団体に届出を行う必要があります。

また、受入建設企業は管轄するハローワーク（公共職業安定所）に外国人の雇入れについて、外国人雇用状況届出を行ってください。

(2) 特定監理団体等に対する退職の届出

受入建設企業は、外国人建設就労者が退職したときは、その日から2週間以

内に、その旨を特定監理団体に届け出なければいけません。

届け出る事項については、以下のとおりです。

- ①外国人建設就労者の氏名
- ②外国人建設就労者の生年月日
- ③外国人建設就労者の性別
- ④外国人建設就労者の国籍
- ⑤外国人建設就労者の住居地
- ⑥外国人建設就労者の在留カード番号
- ⑦上陸年月日
- ⑧退職年月日
- ⑨在留期間満了年月日
- ⑩（転職の場合）転職（予定）先の受入建設企業の名称

また、受入建設企業は管轄するハローワーク（公共職業安定所）に外国人の離職について、外国人雇用状況届出を行ってください。

（３）元請企業からの報告徴求、指導への誠実な対応

受入建設企業は、国土交通省が別に定めるところにより、元請企業から報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、元請企業の指導に従わなければいけません。

（４）建設特定活動の実施が不可能となった場合の報告

受入建設企業は、外国人建設就労者が建設特定活動を継続することが不可能となる事由が生じた場合は、直ちに、特定監理団体に当該事実及び対応策を報告しなければいけません。

不可能となる事由が発生しているにも関わらず、報告を怠る行為は告示別表第２に掲げる不正行為に該当するので注意する必要があります。

（５）不正行為を行った場合及び実習認定の取消し等を受けた場合の報告

受入建設企業は、外国人の就労又は受入れに関する不正行為を行った場合又は実習認定の取消し等を受けた場合は、直ちに、特定監理団体に当該事実を報告しなければなりません。

（６）外国人建設就労者の名簿及び就労日誌の作成及び保管

受入建設企業は、外国人建設就労者の名簿及び就労日誌を作成し備え付け、建設特定活動終了後３年間保存しなければなりません。

また、賃金台帳その他の実習内容、指導者、従事時間について記載した文書についても併せて作成し、備え付け、建設特定活動終了後３年間保存しなければなりません。

なお、文書の作成、備付け及び保存は（他の法令により規制されている場合を除き）電磁的方法によるものでも差し支えありません。

第9章 監査及び指示

1 監査・報告の必要性

特定監理団体は、受入建設企業に対して指導した事項及び受入建設企業が関係法令に則り適正に建設特定活動を行っているかについて監査し、それを国土交通省、地方出入国在留管理局及び適正監理推進協議会に報告しなければなりません（告示第8の1及び4）。

これは、建設特定活動が特定監理団体の「責任及び監理」の下で適正に行われていることを確認するためのものであり、また、実際の建設特定活動の状況を把握することは問題発生 of 未然防止にもつながるものです。

なお、監査報告以外にも、失踪等の問題事例や不適正な建設特定活動内容、あるいはその疑いのあるもの等が発生したときは、速やかに国土交通省、地方出入国在留管理局及び適正監理推進協議会に報告することが必要です（告示第13の1）。

必要な報告を怠った場合や、虚偽の報告を行った場合には、告示別表第2の不正行為に該当します。

以下、監査と報告の在り方を具体的に示します。

2 監査体制の構築

特定監理団体は告示第8の1において少なくとも3か月に1回、特定監理団体の役員で建設特定活動の運営について責任を有する者等が受入建設企業の所在地に赴いて当該受入建設企業に対し監査を行い、その結果を国土交通省、受入建設企業の所在地を管轄する地方出入国在留管理局及び適正監理推進協議会に報告するものとされています。なお、監査をする役員が受入建設企業の経営者又は職員を兼務するときは、当該受入建設企業の監査については、特定監理団体の他の役員が行わなければなりません。

また、特定監理団体の職員数は、傘下の受入建設企業の数や受入建設企業と特定監理団体の事務所との距離等を勘案して、監査を的確に行える人員を確保する必要があります。

3 具体的な監査の手順、方法等

監査に当たり、特定監理団体は、告示第8の2に基づき、受入建設企業に外国人建設就労者の受入状況について報告させます。

受入建設企業は、様式第9号により特定監理団体に対して受入状況を報告します（なお、事前予告を行わない監査等により、受入建設企業が様式第9号を作成する余裕がない場合は、口頭にて受入状況を報告することを妨げません）。

報告を受けた特定監理団体は、現地に赴き外国人建設就労者の建設特定活動の実施状況を直接確認します。

その際、管理指導員などの担当者から状況を聴くだけでは、実際の建設特定活動の実施状況を十分に把握することはできません。通訳を同行させて、指導を受ける外国人建設就労者と面接し、建設特定活動の進捗状況等を聴取したり（告示第8の5）、その場で就労日誌の記載内容を確認したりする等して、建設特定活動の実施状況を把握することが大切です。

また、賃金台帳その他の文書を実際に確認することにより、外国人建設就労者の労働時間や賃金の支払が適正監理計画の記載内容及び労働基準関係法令の規定に適合しているか確認する必要があります。

監査において、受入建設企業に対して改善すべき事項がある場合、特定監理団体は告示第8の3に基づき、適正監理計画に即した建設特定活動が実施されるよう必要な措置を講じなければなりません。

あわせて、監査を終えた特定監理団体は、様式第10号により、その結果を国土交通省、受入建設企業の所在地を管轄する地方出入国在留管理局及び適正監理推進協議会に報告します。

4 監査の視点

監査については、次の①から⑤までに掲げる事項等について行う必要があります、監査の視点については、次のとおりです。

①適正監理計画の実施状況に関すること

まずは、建設特定活動が適正監理計画どおりに行われているかどうかを確認するため、次のような視点から監査を行います。

ア 適正監理計画に従った建設特定活動の実施

特定監理団体は、受入建設企業が適正監理計画に従って、建設特定活動を実施しているかどうか監査を行う必要があります。

特定監理団体は、監査の際に、就労日誌について、その場で記載内容を確認する等、適正監理計画に従って建設特定活動が行われているか建設特定活動の実施状況を把握するとともに、実際に現場で確認する必要があります。

その際、可能な限り、作業場に立ち入って実際に建設特定活動の実施状況について確認を行う必要があります。特に、外国人建設就労者が適正監理計画において申請した内容と異なる業務に従事していないかについては必ず確認する必要があります。

また、就労日誌等からは、建設特定活動が適正監理計画のとおりに適正に実施されているかどうか確認できなかった場合は、後日改めて受入建設

企業に赴いて確認を行う必要があります。

さらに、技能の向上についても、適正監理計画に記載された方法等により実施されているかどうか確認することが必要です。

イ 外国人建設就労者の就労場所、受入人数等

受入建設企業に受け入れられている外国人建設就労者の就労場所、受入人数等について、適正監理計画と齟齬がないかを確認します。

適正監理計画においては、就労場所については、都道府県単位や地域ブロック単位での記載を認めていますが、監査においては適正な監理のため、具体的な就労場所（工事現場）について確認し、記録に残しておく必要があります。

また、特定監理団体が把握していない外国人が従事している場合や、従事しているはずの外国人建設就労者の所在が確認できない場合等については、必ず受入建設企業に確認し、その他の在留資格による受入れ、特定監理団体への報告漏れ、失踪等の状況について明らかにすることが必要です。

②適切な労働条件の確保に関すること

外国人建設就労者は雇用契約に基づいて建設特定活動を行う者であり、監査の際には受入建設企業の労働関係法令の遵守状況について（注１）確認をする必要があります。

（注１）賃金台帳の調製、強制貯金の禁止、休業手当、賃金の支払、最低賃金、割増賃金、労働時間、休憩、休日の確保、年次有給休暇の付与、法令の周知、寄宿舍、安全衛生教育、就業制限業務に係る免許等、健康診断その他の労働関係法令の規定の遵守を徹底することが必要です。

確認する際には、外国人建設就労者に直接確認するとともに、受入建設企業に対して、労働関係法令の遵守が確認できる書類（注２）の提示を求める必要があります。

（注２）例えば、タイムカード、給与明細、振込み明細、労働条件通知書などが考えられます。

また、仮に外国人建設就労者と合意していたとしても、申請内容と異なる内容の取決めを行って、法定の割増賃金に満たない額を設定して時間外労働や休日労働、深夜労働を行わせるようなこと等は、労働基準法に違反することとなり認められません。

あわせて、外国人建設就労者に時間外労働や休日労働、深夜労働を行わせている場合は、適正監理計画と著しく相違しないか、タイムカード等から確認することが必要です。

③安全衛生の確保に関すること

安全衛生の確保の観点から、申請書で記載された経験年数を有する管理指導員が、実際に指導に当たっているか確認をする必要があります。

また、新たに外国人建設就労者を受け入れる場合において、管理指導員が適切に安全衛生教育を実施していることや安全衛生管理上の留意点等を踏まえた上で指導を行っていることを確認することも必要です。

④雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険への加入に関すること

既に受入れを行っている外国人建設就労者について、各種保険等の加入状況を確認することはもちろん、新たに外国人建設就労者を受け入れる場合においては、当該外国人建設就労者について、保険等への加入漏れがないか確認する必要があります。

⑤その他国土交通省が必要と認めること

その他、以下の事項についても必ず確認しておく必要があります。

ア 不正行為等の有無

外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行っていないこと又は実習認定の取消し等を受けていないことについて確認する必要があります。外国人の受入れ又は就労に係る不正行為等の内容については、ガイドライン第11章のとおりです。

イ 外国人建設就労者の生活環境等への配慮（外国人建設就労者のケア）

特定監理団体は、受入建設企業が外国人建設就労者の生活環境について適切な配慮をしているか確認をする必要があります。例えば、特定監理団体は、生活指導員の指導の適否だけでなく、外国人建設就労者が生活指導員との間で、日常生活で不安や不便、ホームシック等について、どのようにコミュニケーションをとっているか、また、相談に対する具体的な対応の仕方について、外国人建設就労者に直接確認し適切かどうかをみる必要があります。

さらに、特定監理団体は、外国人建設就労者のケアを行う必要があります。特に、受入建設企業に受け入れられている外国人建設就労者が1人のみである場合等には配慮する必要があります。

5 受入建設企業による不正行為等を知った場合の監査報告

特定監理団体は、受入建設企業による告示別表第2の不正行為を知った場合又は実習認定の取消し等を受けた場合、直ちに監査を行い、その結果を受入建設企業、受入建設企業の所在地を管轄する地方出入国在留管理局及び適正監理推進協議会に報告することとされています（告示第8の4）。また、受入建設

企業は不正行為を行った場合、直ちに特定監理団体に報告しなければなりません。

したがって、特定監理団体においては、受入建設企業に対して、報告が必要な場面や内容を事前に十分に説明し、報告を怠ることがないように備えておくことが肝要です。

また、報告することとされている不正行為は、不正の態様や程度を問わないことに留意が必要です。

6 国土交通省による監査

国土交通省は、必要と認めるときは、告示第8の1の規定にかかわらず、受入建設企業に対し自ら監査を行い又は特定監理団体に監査を行うことを指示することができることとされています（告示第8の6）。

7 建設業法に基づく立入検査の実施

外国人建設就労者受入事業における受入建設企業は、告示第5の2(1)①において、「建設業法第3条の許可を受けていること」を要件としているところです。

このため、建設特定活動においても、建設工事の適正な施工の確保等の観点から必要があると認めるときは、建設業法第31条第1項に基づき、国土交通大臣は、全ての受入建設企業に対して、また、都道府県知事は、当該都道府県の区域内において建設業を営む受入建設企業に対して立入検査を行うことができることとしています（告示第8の9）。

8 国土交通省の指示

国土交通大臣は、建設特定活動の適正な実施の観点から必要があると認めるときは、特定監理団体又は受入建設企業に対し、外国人建設就労者の受入れの停止その他必要な指示をすることができることとしています（告示第8の10）。

なお、指示に従わない場合は、告示第12の1(6)又は第12の2(5)の規定により特定監理団体又は適正監理計画の認定を取り消される場合がありますので、注意が必要です。

第 10 章 認定の取消

1 特定監理団体の認定の取消し

特定監理団体の認定が取り消される場合は、以下のとおりです（告示第 12 の 1 各号）。

- ①告示第 4 の 2 の要件を満たさなくなった場合
- ②不正の手段により告示第 4 の認定を受けたことが判明した場合
- ③告示第 4 の認定から 1 月以内に適正監理推進協議会に加入しない場合
- ④適正監理推進協議会から脱退した場合
- ⑤告示第 8 の 8 の措置を講じたにもかかわらず必要な改善が認められない場合
- ⑥告示第 8 の 10 の指示に従わない場合
- ⑦外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合
- ⑧監理許可の取消し等を受けた場合

2 適正監理計画の認定の取消し

適正監理計画の認定が取り消される場合は、以下のとおりです（告示第 12 の 2 各号）。

- ①受入建設企業が告示第 5 の 2（1）の要件のいずれかを満たさなくなった場合
- ②告示第 5 の 2（7）及び（8）のいずれかを満たさなくなった場合
- ③受入建設企業が不正の手段により告示第 5 の認定を受けたことが判明した場合
- ④告示第 8 の 8 の措置を講じたにもかかわらず受入建設企業において必要な改善が認められない場合
- ⑤受入建設企業が告示第 8 の 10 の指示に従わない場合
- ⑥受入建設企業が外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合
- ⑦実習認定の取消し等を受けた場合
- ⑧告示第 12 の 1 の規定により特定監理団体の認定が取り消された場合

3 告示第 12 の 5 の規定について

（1）趣旨

（告示）

第 12

- 5 1 及び 2 の規定により認定の取消しを行うこととなる事案であっても、国土交通大臣は、情状により特にこれを軽減すべき事由があるときは、認定の取消しに代えて受入れの停止の指示を行うことができる。

この規定の趣旨は、特定監理団体又は受入建設企業が告示第 12 の 1 及び 2 の各号の規定のいずれかに該当する場合、本来であれば特定監理団体又は適正

監理計画の認定の取消しが行われるところですが、「情状により特にこれを軽減すべき事由があるとき」は、国土交通大臣は、認定の取消しに代えて期間を定めて受入れの停止の指示を行うことができるというものです。

このため、例えば技能実習制度においては、不正行為に該当する場合でも、受入れの停止はなされない場合がありますが、外国人建設就労者受入事業においては、告示第 12 の 1 及び 2 の各号に該当する場合、必ず認定の取消し又は受入れの停止のいずれかが行われることになります。

また、国土交通大臣から受入れの停止の指示が行われる場合、当該受入れの停止の指示が行われるに至った事項に対して、国土交通大臣から改善措置を講ずるよう指導が行われます。

当然ながら、指導された事項について、再発防止に必要な改善措置が講じられていなければ、外国人建設就労者の新規受入れは認められません。

なお、受入れの停止は将来に向かって行われるものであり、受入れの停止の指示を受ける前から受け入れている外国人建設就労者の受入れに影響を与えるものではありませんが、受入れの停止に併せて改善の指示を受けた場合において、指示に従わないことは告示第 12 の 1 (6) 又は 2 の (5) の認定の取消しに該当するため注意が必要です。

(2) 情状により特にこれを軽減すべき事由があるとき

告示第 12 の 5 の認定の取消しが行われない場合には、例えば、受入建設企業が不注意で就労日誌への記載を数日忘れてしまったことが告示別表第 2 の 21 号の不正行為（受入建設企業において、外国人建設就労者の名簿又は就労日誌の作成、備付け又は保存を怠る行為）として認定された場合等、不正行為の様態が非常に軽微であり、建設特定活動の適正な実施を妨げるものではないときが該当します。

一方、告示別表第 2 に掲げる不正行為のうち、1 号から 14 号まで、17 号から 19 号まで及び 23 号に該当する行為として認定された場合は、行為の様態に関らず建設特定活動の適正な実施を妨げるものとして、認定を取り消されることとなるため、留意する必要があります。

第 11 章 不正行為等

1 基本的考え方

「外国人の受入れ又は就労に係る不正行為」を行った場合（行為の様態が軽微であるか否かを問いません。）又は監理許可の取消し等若しくは実習認定の取消し等を受けた場合は、特定監理団体については国土交通省、地方出入国在留管理局及び適正監理推進協議会への報告、受入建設企業については特定監理団体への報告の対象となります。また、国土交通省、地方出入国在留管理局、厚生労働省その他の監督官庁及び適正監理推進協議会では、特定監理団体又は受入建設企業からの報告の有無にかかわらず、告示第 6 の 1 (9) に示すとおり実態調査を実施するなどし、「不正行為等」に対して厳正かつ的確に対応することとしています。

こうして国土交通省等が「不正行為等」を確認した場合、告示第 12 の 1 (7) 若しくは (8) 又は 2 (6) 若しくは (7) に該当し、特定監理団体又は適正監理計画の認定の取消し（情状により特に軽減すべき事由があるときは、受入れの停止）が行われることとなります。

2 外国人の受入れ又は就労に係る不正行為

外国人の受入れ又は就労に係る不正行為とは、告示第 4 の 2 (2) において、次のとおりとされています。

外国人の受入れ又は就労に係る不正行為(技能実習第 1 号イの項の下欄第 18 号に掲げる不正行為、技能実習第 1 号ロの項の下欄第 16 号に掲げる不正行為及び別表第 2 に掲げる不正行為をいう。)

①技能実習第 1 号イ項の項の下欄第 18 号に掲げる不正行為、技能実習第 1 号ロの項の下欄第 16 号に掲げる不正行為

在留資格「技能実習（第 1 号イ及びロ）」に係る不正行為をいいます。

②告示別表第 2 に掲げる不正行為

告示別表第 2 に掲げる不正行為をいい、1 号から 23 号までの類型があります。各不正行為の内容については、3 のとおりです。

3 告示別表第 2 に掲げる不正行為

①特定監理団体又は受入建設企業において、受入れ又は雇用した外国人建設就労者に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為【1 号関係】

特定監理団体又は受入建設企業において、外国人建設就労者に対して暴行、脅迫又は監禁を行っていた場合です。

②特定監理団体又は受入建設企業において、受入れ又は雇用した外国人建設就

労者の旅券又は在留カードを取り上げる行為【2号関係】

特定監理団体又は受入建設企業において、外国人建設就労者の旅券又は在留カードを取り上げていた場合です。

例えば、受入建設企業において失踪防止のためなどと称して旅券や在留カードを保管していた場合です。

③特定監理団体又は受入建設企業において、受入れ又は雇用した外国人建設就労者に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為【3号関係】

特定監理団体又は受入建設企業において、外国人建設就労者に対する手当又は報酬の一部又は全部を支払わなかった場合です。

例えば、受入建設企業において、時間外労働や休日労働を命じながら、労働基準法第37条に規定する割増賃金を支払わなかった場合です。

④①から③までに掲げるもののほか、特定監理団体又は受入建設企業において、受入れ又は雇用した外国人建設就労者の人権を著しく侵害する行為【4号関係】

特定監理団体又は受入建設企業において、外国人建設就労者の人権を著しく侵害する行為（①から③の行為を除く。）を行っていた場合です。

例えば、外国人建設就労者から人権侵害の被害を受けた旨の申告があり、人権擁護機関において人権侵犯の事実が認められた場合や受入建設企業が外国人建設就労者の意に反して預金通帳を取り上げていた場合です。

また、特定監理団体又は受入建設企業の都合により、本人の意思にかかわらず、外国人建設就労者を非自発的に帰国させた場合も、この不正行為に該当します。

⑤特定監理団体又は受入建設企業において、この表に掲げる外国人の建設特定活動に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為【5号関係】

特定監理団体又は受入建設企業において、外国人の建設特定活動に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造・変造された文書・図画、虚偽の文書・図画を行使又は提供していた場合です。

例えば、特定監理団体において国土交通省等に提出する監査報告書に虚偽の記載をした場合、すなわち、受入建設企業で「不正行為」が行われているのを認識していたにもかかわらず、適正に建設特定活動が実施されているかのような監査報告書を提出した場合や監査を実施していないにもかかわらず、実施したかのような監査報告書を提出した場合がこれに該当します。

⑥特定監理団体又は受入建設企業において、外国人建設就労者又はこれと密接

な関係を有する者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収すること及び雇用契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約の締結をする行為（③及び④に該当する行為を除く。）【6号関係】

特定監理団体又は受入建設企業が本邦において外国人建設就労者が従事する建設特定活動に関連して、外国人建設就労者やその家族から、保証金を徴収するなどしてその財産を管理していた場合や雇用契約の不履行に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していた場合です。

例えば、外国人建設就労者の失踪を防止するために、外国人建設就労者やその家族等から保証金を徴収したり、逃走した際の違約金を定めていた場合です。また、国土交通省、適正監理推進協議会、地方出入国在留管理局、労働基準監督署等に対して「不正行為」を通報すること、休日に許可を得ずに外出すること、作業時間中にトイレ等で離席すること等を禁じて、その違約金を定める行為や外国人建設就労者やその家族等から商品又はサービスの対価として不当に高額な料金の徴収を予定する契約についても、「不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約」に該当します。

- ⑦特定監理団体又は受入建設企業において、受入れ又は雇用した外国人建設就労者の建設特定活動に係る手当若しくは報酬又は実施時間について外国人建設就労者との間で入管法第6条第2項、第7条の2第1項、第20条第2項又は第21条第2項の申請内容と異なる内容の取決めを行う行為（⑤に該当する行為を除く。）【7号関係】

特定監理団体又は受入建設企業において、建設特定活動に係る手当若しくは報酬又は実施時間について外国人建設就労者との間で国土交通省及び地方出入国在留管理局への申請内容と異なる内容の取決めをしていた場合（注）です。

（注）異なる内容の取決めをした上で、当該行為を隠蔽するために地方出入国在留管理局に虚偽の報告をした場合は⑤に該当します。

- ⑧特定監理団体又は受入建設企業において、入管法第6条第2項、第7条の2第1項、第20条第2項又は第21条第2項の申請内容と異なる他の機関に建設特定活動を実施させる行為又は当該他の機関において、建設特定活動を実施する行為（⑤に該当する行為を除く。）【8号関係】

特定監理団体又は受入建設企業において、地方出入国在留管理局への申請内容と異なる他の機関に建設特定活動を実施させていた場合や当該他の機関において建設特定活動を実施していた場合（注）です。

（注）他の機関で建設特定活動を行うことを示し合わせた上で、地方出入

国在留管理局に虚偽の報告をした場合は⑤に該当します。

名義を借りた機関（実際に外国人建設就労者を受け入れた機関）及び名義を貸した機関（申請上、外国人建設就労者を受け入れるとされた機関）の双方がこの不正行為の対象になります。

- ⑨特定監理団体又は受入建設企業において、受入れ又は雇用した外国人建設就労者について、相当数の行方不明者を発生させたこと（特定監理団体又は受入建設企業の責めに帰すべき理由がない場合を除く。）【9号関係】

特定監理団体や受入建設企業において、相当数の行方不明者を発生させた場合です。

相当数の行方不明者とは、目安として、次のア、イに掲げる行方不明者を発生させた場合をいいます。

なお、特定監理団体や受入建設企業の責めに帰すべき理由がない場合は、この類型に該当しません。責めに帰すべき理由がない場合とは、建設特定活動が適正監理計画に沿って実施され、賃金の支払等が雇用契約どおりに行われていることなど特定監理団体や受入建設企業がその責務を果たしている場合です。

- ア 外国人建設就労者の行方不明者について、その前「1年以内」に次の表の左欄に掲げる受入れ総数（当該機関に受け入れられ又は雇用されていた外国人建設就労者の総数をいう。以下この⑨において同じ。）に応じ、同表の右欄に掲げる人数（1人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。）以上の行方不明者を発生させた場合

受入れ総数	人数
50人以上	受入れ総数の20分の3
20人以上49人以下	8人
19人以下	受入れ総数の8分の3

- イ 外国人建設就労者の行方不明者について、その前「6月以内」に次の表の左欄に掲げる受入れ総数に応じ、同表の右欄に掲げる人数（1人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。）以上の行方不明者を発生させた場合

受入れ総数	人数
50人以上	受入れ総数の80分の9
20人以上49人以下	6人
19人以下	受入れ総数の32分の9

- ⑩特定監理団体又は受入建設企業において、外国人に入管法第24条第3号の4イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けること【10号関係】

特定監理団体又は受入建設企業において、①事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせる行為、②外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為又は③業として、①及び②の行為に関しあつせんする行為のいずれかを行い、唆し、又はこれを助けた場合です。

- ⑪特定監理団体又は受入建設企業において、建設特定活動に関し労働基準法又は労働安全衛生法その他これらに類する法令の規定に違反する行為（①、③及び④に該当する行為を除く。）【11 号関係】

特定監理団体や受入建設企業において、①、③及び④に該当しなくても、建設特定活動の実施に関して、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等の労働関係法令について違反があった場合です。

なお、労働基準法第 24 条違反（賃金不払）、同法第 37 条違反（割増賃金不払）、最低賃金法第 4 条第 1 項違反（最低賃金）については、③に該当します。

- ⑫特定監理団体において、建設特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方出入国在留管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為【12 号関係】

特定監理団体において、建設特定活動の継続が不可能となったときの国土交通省、地方出入国在留管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠った場合であり、例えば、受入建設企業が倒産等したときや外国人建設就労者が活動期間を満了せずに途中帰国をしたときに、報告をしなかった場合等が該当します。

- ⑬特定監理団体において第 6 の 1（4）の就労状況の確認を怠る行為【13 号関係】

特定監理団体において、告示第 6 の 1（4）において、定期的に行うこととしている外国人建設就労者の監理及び就労状況の確認を怠る行為がこれに該当します。

- ⑭特定監理団体において第 6 の 1（5）の相談員を配置せず、又は相談への対応を怠る行為【14 号関係】

特定監理団体において、相談員を配置せず、また外国人建設就労者の生活、労働等（転職を含む。）に係る相談に対応しないこと等がこの不正行為に該当します。

- ⑮受入建設企業において第 6 の 2 及び 3 の特定監理団体への届出を怠る行為及び特定監理団体において第 7 の適正監理推進協議会への報告を怠る行為【15 号及び 16 号関係】

受入建設企業において、特定監理団体に対して外国人建設就労者の受入れ又は退職の届出を行わない行為がこれに該当します。

また、特定監理団体において、受入建設企業から上記の外国人建設就労者

の受入れ又は退職の報告を受けた場合において、これを適正監理推進協議会に報告しない行為がこれに該当します。

- ⑩特定監理団体において、第8の1又は4の監査を行わず、又は報告を怠る行為

【17号関係】

告示第8の1又は4の監査を行わず、又は報告を怠る行為がこの不正行為に該当します。

例えば、地方出入国在留管理局へ監査結果報告を行わなかったり、著しく遅延した場合、監査や訪問指導等の監理業務を的確に行える人員を確保していなかった場合等が該当します。

- ⑪受入建設企業において、この表に掲げる外国人の建設特定活動に係る不正行為を行った場合、実習認定の取消し等を受けた場合又は建設特定活動の継続が不可能となる事由が生じた場合の特定監理団体への報告を怠る行為 **【18号関係】**

受入建設企業において特定監理団体への報告を怠っていた場合がこの不正行為に該当します。

例えば、外国人建設就労者が失踪したのにもかかわらず、これを届け出ることなく、失踪した外国人建設就労者が摘発されるなどして初めて、失踪していたことが地方出入国在留管理局で明らかになった場合や、受入建設企業が不法就労者を雇用していたにもかかわらず、これを届け出ることなく、地方出入国在留管理局による摘発又は実態調査等で不法就労者の雇用事実が明らかになった場合です。

- ⑫特定監理団体において、建設特定活動に関して収益を得てあっせんを行う行為 **【19号関係】**

特定監理団体が建設特定活動に関して収益を得てあっせんを行っていた場合がこの類型に該当します。

例えば、株式会社が建設特定活動に関する職業紹介を行っていた場合や公益法人が実費を超える手数料を徴収して職業紹介を行っていた場合です。

- ⑬特定監理団体において、外国人建設就労者の受入れに関する文書の作成又は保管を怠る行為及び受入建設企業において、外国人建設就労者の名簿又は就労日誌の作成、備付け又は保存を怠る行為 **【20号及び21号関係】**

特定監理団体や受入建設企業において建設特定活動の実施状況に係る文書の作成、備付け又は保存を怠っていた場合です。国土交通省の実態調査の際に当該文書を確認できない場合は、適正に備付け又は保存がなされていることにはならず、この類型に該当します。

なお、建設特定活動の実施状況に係る文書とは、就労状況の確認の際に作成する文書や受け入れている外国人建設就労者の名簿、賃金台帳その他の活

動内容、指導者、従事時間について記載した文書をいいます。文書の作成、備付け及び保存は（他の法令により規制されている場合を除き、）電磁的方法によるものでも差し支えありません。

- ⑳特定監理団体において、外国人建設就労者が建設特定活動を終了して帰国した場合の国土交通省及び適正監理推進協議会への報告を怠る行為【22号関係】

特定監理団体において、外国人建設就労者の建設特定活動終了後の帰国に係る国土交通省及び適正監理推進協議会への報告を怠っていた場合です。

- ㉑特定監理団体が、外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合又は監理許可の取消し等を受けた場合に、直ちに、国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方出入国在留管理局及び適正監理推進協議会に報告することを怠る行為【23号関係】

特定監理団体が不正行為を行ったとき又は監理許可の取消し等を受けたときの国土交通省、地方出入国在留管理局及び適正監理推進協議会への報告を怠った場合であり、例えば、外国人建設就労者について、相当数以上の行方不明者が発生しているにもかかわらず、国土交通省、当該特定監理団体の所在地を管轄する地方出入国在留管理局に対して報告しなかった場合等が該当します。

4 監理許可の取消し等及び実習認定の取消し等

技能実習法に基づく技能実習制度では、監理団体又は実習実施者が技能実習に関し不正又は不当な行為をしたとき等において、監理許可の取消し等及び実習認定の取消し等を受けることとなっています。これらは、告示において以下のとおり特定監理団体又は適正監理計画の認定要件として規定されています。

（告示）

第4の2（3）

過去5年間に技能実習法第36条第1項の規定による改善命令又は同法第37条第1項の規定による許可の取消し（以下「監理許可の取消し等」という。）を受けていないこと。

第5の2（1）㉑

過去5年間に技能実習法第15条第1項の規定による改善命令又は同法第16条第1項の規定による認定の取消し（以下「実習認定の取消し等」という。）を受けていないこと。

監理許可の取消し等及び実習認定の取消し等を受けた者については、技能実習に関して不正行為を行ったと判断されたことになるため、本告示においては適切な監理を行うことができないものとして、認定要件を満たさないこととし

ており、特定監理団体又は適正監理計画の認定の取消しの対象となります。

第 12 章 適正監理推進協議会

1 概要

国土交通省は、建設特定活動の適正な実施に関し必要な事項の協議及び連絡調整を行うため、適正監理推進協議会を設置することとしています。

なお、適正監理推進協議会の運営に関し必要な事項は、適正監理推進協議会が別に定めることとしています。

また、適正監理推進協議会は、以下の者を構成員としており、特定監理団体も構成員として協議会の運営について協力する必要があります。

- ①労働問題に関し学識経験を有する者
- ②特定監理団体
- ③建設業者団体(元請団体、専門工事業体等)
- ④国土交通省
- ⑤法務省
- ⑥厚生労働省
- ⑦その他の関係機関

なお、協議会の事務局は国土交通省が行うこととしています。

2 適正監理推進協議会への加入

告示第 12 の 1 (3)において「第 4 の認定から 1 月以内に適正監理推進協議会に加入しない場合」を特定監理団体の認定の取消し要件としているところであり、特定監理団体は、特定監理団体の認定を受けた後、速やかに適正監理推進協議会へ加入する必要があります。

3 適正監理推進協議会への報告

告示において、特定監理団体は、告示第 6 の 2 及び 3 の届出を受けたときは、遅滞なく、適正監理推進協議会に報告しなければならないとされています。

告示第 6 の 2 及び 3 の届出とは、受入建設企業が外国人建設就労者を受け入れた場合及び外国人建設就労者が退職した場合に特定監理団体に対して行われる届出であり、これらの届出を受けた特定監理団体は必ず適正監理推進協議会に対して報告を行う必要があります。

4 適正監理推進協議会の運営への協力

特定監理団体は、適正監理推進協議会の一員として、外国人建設就労者受入事業の適正かつ円滑な実施に協力する必要があります。

このため、適正監理推進協議会からの総会やヒアリング等への出席依頼や各種

調査依頼があった場合は、これらについて誠実に対応することが求められます。

第 13 章 制度推進事業実施機関

1 概要

国土交通省は、建設特定活動の適正かつ円滑な実施を図るため、別に定めるところにより、制度推進事業実施機関に対し、特定監理団体及び受入建設企業に対する巡回指導その他の業務を行わせることとしています。

2 巡回指導その他の業務への協力

制度推進事業実施機関から、特定監理団体又は受入建設企業に対して、巡回指導が行われる場合、特定監理団体又は受入建設企業はこれに協力しなければなりません。

例えば、正当な理由なく制度推進事業実施機関の巡回指導に対して非協力的な態度をとること、又は拒むことや制度推進事業実施機関からの質問に対して不誠実な回答をすること、又は回答を拒否することは、建設特定活動の適正かつ円滑な実施を妨げる行為であり、告示第 8 の 10 に定める国土交通省からの指示の対象となりますので、注意する必要があります。

参考資料 各申請様式

様式第 1 号	特定監理団体認定申請書
（別紙 1）	役員名簿（特定監理団体認定申請）
（別紙 2）	現在受け入れている技能実習生名簿（特定監理団体認定申請）
（別紙 3）	建設特定活動の実施体制図（参考例）
様式第 2 号	適正監理計画認定申請書
（別紙）	適正監理計画
様式第 2－2 号	適正監理計画変更届出書
様式第 2－3 号	雇用契約に係る重要事項事前説明書
様式第 3 号	特定監理団体認定（取消）報告書
様式第 4 号	適正監理計画認定（取消）報告書
様式第 5 号	外国人建設就労者受入報告書（受入建設企業）
様式第 6 号	外国人建設就労者受入報告書（特定監理団体）
様式第 7 号	外国人建設就労者退職報告書（受入建設企業）
様式第 8 号	外国人建設就労者退職報告書（特定監理団体）
様式第 9 号	受入状況報告書
様式第 10 号	監査報告書
（別紙 1）	監査対象受入建設企業及び監査実施日
（別紙 2）	監査結果
様式第 11 号	外国人建設就労者帰国報告書
様式第 12 号	建設特定活動継続不可事由発生報告書（受入建設企業）
様式第 13 号	建設特定活動継続不可事由発生報告書（特定監理団体）

年 月 日

特定監理団体認定申請書

国土交通大臣 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ㊟

外国人建設就労者受入事業に関する告示第 4 の 1 の規定に基づき、特定監理団体の認定を申請します。

当団体は、申請書の記載が真実であることを宣誓し、特定監理団体の認定後、不正の手段により認定を受けたことが明らかになった場合には、認定を取り消されても異議を申し立てません。

記

1 団体に関する事項

(1) 団体の名称

(2) 所在地

(3) 連絡先

TEL :

FAX :

メールアドレス :

(4) 団体の構成 単一業種の団体・異業種の団体

(5) 地域 特定地域・都道府県内・複数県 () ・全国規模

(6) 役員

別紙「役員名簿」のとおり。

※ 様式第 1 号 (別紙 1) を使用すること。

(7) 設立年月日

(8) 根拠法令

(9) 許可官庁

(10) 常勤職員数
名

(うち、外国人建設就労者受入事業に従事する常勤職員数 名)

※ 外国人建設就労者受入事業に従事する常勤職員数は様式第1号(別紙3)の実施体制図に記載する職員の数と一致するように記載すること。

(1 1) 団体に加入／加盟している会員又は組合員数

(1 2) 団体の監理の下、現在技能実習生の受入れを行っている会員又は組合員数

(1 3) 無料職業紹介事業の許可・届出番号

(1 4) 建設特定活動の責任者(管理者)の役職・氏名

(1 5) 相談員の氏名

2 建設分野の技能実習生の監理実績

(1) 技能実習生受入れ事業開始年月日

(2) 現在受け入れている建設分野の技能実習生の人数

(3) 過去5年間に受け入れ、技能実習を修了し帰国した建設分野の技能実習生の人数

※ 中途帰国者や行方不明者は人数に含まない((6)又は(7)に記載すること)。

(4) 受入れを行っている建設分野の技能実習生の主な区分、職種及び作業

(5) 受入れを行っている建設分野の技能実習生の主な国籍

(6) 過去5年間の建設分野の技能実習生の中途帰国者数

(7) 過去5年間の建設分野の技能実習生の行方不明者数

3 過去5年間の外国人の受入れ又は就労に係る不正行為等の状況

項目	団体	役員、管理者、建設特定活動の監理に従事する常勤の職員
過去5年間の基準省令(※1)の表の法別表第1の2の表の 技能実習の項の下欄第1号イ に掲げる活動の項(以下「技能実習第1号イの項」という。)の下欄第18号に掲げる不正行為の有無	有 ・ 無	有 ・ 無
過去5年間の基準省令(※1)の表の法別表第1の2の表の 技能実習の項の下欄第1号ロ に掲げる活動の項の下欄第16号に掲げる不正行為の有無	有 ・ 無	有 ・ 無
過去5年間の外国人建設就労者受入事業に関する告示別表第2に掲げる不正行為の有無	有 ・ 無	有 ・ 無

過去5年間の技能実習法(※2)第36条の規定による改善命令又は同法第37条の規定による許可の取消しの有無	有 ・ 無	有 ・ 無
入管法(※3)第73条の3の規定又は施行令(※4)第1条第1号、第2号、第5号又は第6号の規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること	経過していない・該当無し	経過していない・該当無し
過去5年間の事業活動に関する技能実習第1号イの項の下欄第21号の2に規定する行為の有無	有 ・ 無	有 ・ 無

※1 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)

※2 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)

※3 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)

※4 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令(平成29年政令第136号)

4 保証金の徴収等

(1) 外国人建設就労者(家族その他密接な関係を有する者を含む。)がその者の建設特定活動に関連して、送出し機関、特定監理団体又は受入建設企業となろうとする者から保証金(名目のいかんを問わない。)を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金(名目のいかんを問わない。)を定める契約等が締結されないこと。

(該当無し ・ 該当あり(保証金の徴収又は違約金を定める契約を行っている))

(2) 特定監理団体が監理に要する費用を徴収する場合は、外国人建設就労者を受け入れる前に、費用を負担することとなる機関に対してその金額及び用途を明示するとともに、外国人建設就労者に直接又は間接に負担をさせないこと。

(該当無し ・ 金額等を明示している ・ 金額等を明示していない)

※管理費の徴収を行うことを予定している場合はその項目、金額、算出根拠を記載すること。

様式第 1 号 (別紙 1)

役員名簿（特定監理団体認定申請）

令和 年 月 日

团体名

[illegible]

様式第1号（別紙2）

現在受け入れている技能実習生名簿（特定監理団体認定申請）

令和 年 月 日

団体名

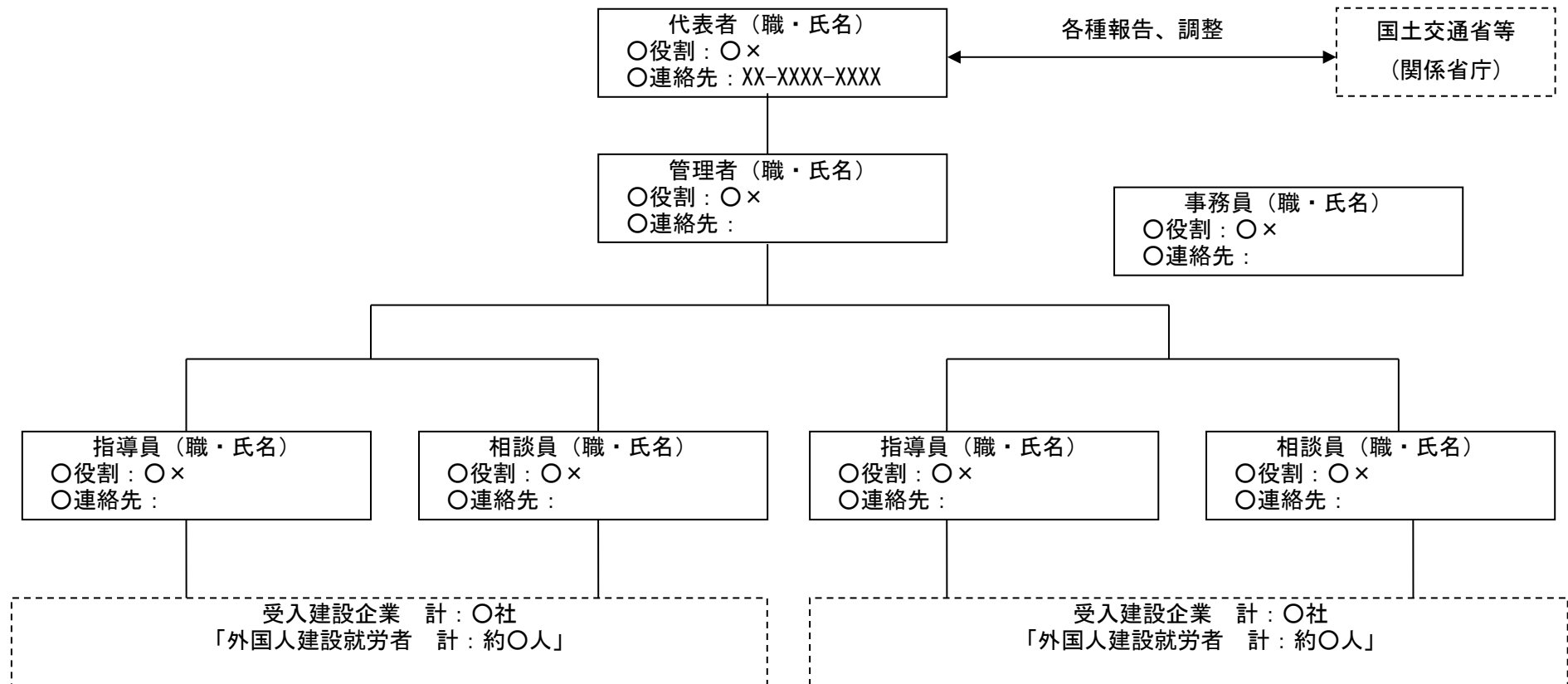
第1号技能実習 計 名 第2号技能実習 計 名 第3号技能実習 計 名

No	技能実習の区分	氏名	性別	生年月日	実習実施機関名	上陸年月日	在留期間の満了日

様式第1号（別紙3）

建設特定活動の実施体制図（参考例）

※ 本体制図はイメージであり、各団体の体制に応じて作成すること。



※役割については、具体的かつ適確に記載すること。

※その他、建設特定活動に関連する者があれば、適宜追加すること。

(参考 (様式第 1 号関係))

年 月 日

特定監理団体の代表者 殿

国土交通大臣

特定監理団体認定証

外国人建設就労者受入事業に関する告示第 4 の 2 の規定により、下記のとおり認定します。

記

- 1 特定監理団体認定番号
- 2 特定監理団体の名称
- 3 所在地
- 4 代表者
- 5 認定年月日

適正監理計画認定申請書

国土交通大臣 殿

(特定監理団体)

所在地

名 称

代表者の氏名 ㊟

(受入建設企業となろうとする者)

所在地

名 称

代表者の氏名 ㊟

外国人建設就労者受入事業に関する告示第 5 の 1 の規定に基づき、適正監理計画を別紙のとおり策定しましたのでその認定を申請します。

当団体は、申請書及び別紙の記載が真実であることを宣誓し、適正監理計画の認定後、不正の手段により認定を受けたことが明らかになった場合には、認定を取り消されても異議を申し立てません。

様式第2号 (別紙)

適正監理計画

第1 受入建設企業になろうとする者に関する事項等

1 受入建設企業になろうとする者に関する事項

(1) 称号又は名称

(2) 代表者又は個人の氏名

(3) 主たる営業所の所在地

(4) 連絡先

TEL :

FAX :

メールアドレス:

(5) 建設特定活動に関する責任者（管理者）の役職、氏名

(6) 許可を受けている建設業

(7) 許可番号 許可 (一) 第 号

(8) 許可年月日 年 月 日

(9) 兼業の有無及び建設業以外に行っている営業の種類

(有 ・ 無)

(10) 常勤職員数（技能実習生、外国人建設就労者及び1号特定技能外国人を除く）

合計 人 (事務部員 人 現場部員 人)

(11) 建設キャリアアップシステム事業者ID

(12) 前年度売上高 四

(13) 前年度経常損益 利益 ・ 損失 円

(14) 前年度当期純損益 利益 ・ 損失 四

(15) 外国人建設就労者の就労予定事業所の名称

※（１）と同様の場合は記載不要。複数の事業所がある場合は複数記載すること。

(16) 外国人建設就労者の就労予定事業所の所在地

※（３）と同様の場合は記載不要。複数の事業所がある場合は複数記載すること。

(17) 外国人建設就労者の就労予定事業所の雇用保険適用事業所番号

※複数ある場合は複数記載すること。

2 建設分野の技能実習生の受入実績

(1) 技能実習生受入れ開始年月日

(2) 現在受け入れている建設分野の技能実習生の人数

(3) 過去5年間に受け入れ、技能実習を修了し帰国した建設分野の技能実習生の人数

※ 中途帰国者や行方不明者は人数に含まない((6)又は(7)に記載すること)。

(4) 受入れを行っている建設分野の技能実習生の主な区分、職種及び作業

(5) 受入れを行っている建設分野の技能実習生の主な国籍

(6) 過去5年間の建設分野の技能実習生の中途帰国者数

(7) 過去5年間の建設分野の技能実習生の行方不明者数

3 過去5年間の外国人の受入れ又は就労に係る不正行為等の状況

項目	団体	経営者、管理者、管理指導員及び生活指導員
過去5年間の建設業法に基づく監督処分の有無	有 ・ 無	有 ・ 無
過去5年間の労働基準関係法令違反により罰金以上の刑に処せられたことの有無	有 ・ 無	有 ・ 無
過去5年間の基準省令(※1)の表の法別表第1の2の表の 技能実習の項の下欄第1号イ に掲げる活動の項(以下「技能実習第1号イの項」という。)の下欄第18号に掲げる不正行為の有無	有 ・ 無	有 ・ 無
過去5年間の基準省令(※1)の表の法別表第1号の2の表の 技能実習の項の下欄第1号ロ に掲げる活動の項の下欄第16号に掲げる不正行為の有無	有 ・ 無	有 ・ 無
過去5年間の外国人建設就労者受入事業に関する告示別表第2に掲げる不正行為の有無	有 ・ 無	有 ・ 無
過去5年間の技能実習法(※2)第15条の規定による改善命令又は同法第16条の規定による認定取消しの有無	有 ・ 無	有 ・ 無
入管法(※3)第73条の3の規定又は施行令(※4)第1条第1号、第2号、	経過していない・該当無し	経過していない・該当無し

第5号若しくは第6号の規定に掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること		
過去5年間の事業活動に関する技能実習第1号イの項の下欄第21号の2に規定する行為の有無	有 ・ 無	有 ・ 無
受け入れる外国人建設就労者に従事させる業務に従事する労働者を過去3年以内に、1月以内の期間に30人以上非自発的に離職させていることの有無	有 ・ 無	有 ・ 無

- ※1 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）
- ※2 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）
- ※3 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）
- ※4 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成29年政令第136号）

4 労働関係法令及び社会関係法令の遵守等に関する事項

【記載例】

当団体は、以下の（1）から（4）について事実と相違ないことを宣誓する。

- （1）労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること。
- （2）建設特定活動に係る国土交通省その他の監督官庁が実施する賃金水準等の調査に協力すること。
- （3）元請企業から報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、元請企業の指導に従うこと。
- （4）外国人建設就労者（家族その他密接な関係を有する者を含む。）がその者の建設特定活動に関連して、送出し機関、特定監理団体又は受入建設企業となろうとする者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約等が締結されないこと。

第2 建設特定活動に関する事項

1 建設特定活動の実施期間（計画期間）

令和 年 月 日～令和 年 月 日（ 年 か月）

2 受け入れる外国人建設就労者に関する以下の事項

（1）修了した建設分野技能実習の区分、職種及び作業の名称

※複数の場合は複数記載すること。

（2）受入人数

※技能実習の区分ごとに記載すること。

（備考）1号特定技能外国人の受入人数 人

※外国人建設就労者の受入人数と1号特定技能外国人の受入人数の合計が、常勤職員数

を超えることは認められません。

(3) 就労させる場所

(4) 従事させる業務の内容

(5) 「(1) 修了した建設分野技能実習の職種及び作業」と「(4) 従事させる業務の内容」が同一であること

(同一 ・ 同一でない)

※ 同一でない場合、その理由及び安全衛生を確保する方法等について記載すること。

(6) 従事させる期間

受入れを予定している個々の外国人建設就労者の従事期間は2年間（外国人建設就労者が建設分野技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国後1年以上が経過している場合においては、3年間）以内とし、「1 建設特定活動の実施期間（計画期間）」の範囲内となっているか。

(範囲内となっている ・ 範囲内となっていない)

(7) 帰国期間

①第2号技能実習に従事した者を建設特定活動に従事させる場合、第2号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国した日から1か月を経過しているか。

(経過している ・ 経過していない)

②第3号技能実習に従事した者を建設特定活動に従事させる場合、第3号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国した日から1年（第2号技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国した日から1年を経過した後に第3号技能実習に従事した場合においては、1か月）を経過しているか。

(経過している ・ 経過していない)

(8) 報酬予定額

①基本賃金 月給 () 円

②賞与及び諸手当の有無、種類及び金額

※ 賞与や諸手当等がある場合は有無、種類及び金額についても記載すること。

※ 報酬予定額の決定に当たり、同等の技能を有する日本人と同等額以上として算定した根拠となる資料を添付すること。

※ 第2号技能実習修了者及び第3号技能実習修了者を両方受け入れる場合は、それぞれの報酬予定額を記載すること。

③技能習熟等に応じた昇級

i 昇給時期

ii 昇給額

iii 昇給条件

(9) 技能の向上を図るための方策

3 建設分野技能実習修了者の適正な監理を実施するための計画等に関する事項

(1) 計画の全体スケジュール

※外国人建設就労者の受入れから帰国までの想定スケジュールについて記載すること。

- (2) 特定監理団体及び受入建設企業となろうとする者の実施体制図
※ 様式第1号(別紙3)を参考に、特定監理団体及び受入建設企業になろうとする者の実施体制図を記載すること(別紙可)。
- (3) 建設特定活動に係る安全衛生確保の方策
※ 安全衛生教育の実施等、安全衛生確保の方策について記載すること。併せて、外国人建設就労者の安全衛生教育に係る理解度の確認方法等についても記載すること。
- 4 外国人建設就労者の就労状況の確認に関する事項
※ 就労状況の確認方法、内容等について記載すること
※ 再入国し外国人建設就労者となろうとする者の受入れを行う場合、受入れ後半年間は必ず就労状況の確認を実施する必要がある。
- 5 在留中の住居の確保に関する事項
- 6 長期休暇の取得に関する事項
- 7 管理指導員及び生活指導員の任命に関する事項
※複数の指導員を任命する場合は、全ての指導員について記載すること。
- (1) 管理指導員
- ①職名
 - ②氏 名
 - ③経 歴(経験年数等) 別紙
 - ④指導員1人あたりの指導予定人数
 - ⑤現在、技能実習指導員として指導を行っている技能実習生の人数
 - ⑥指導員1人あたりの指導予定人数が適切である根拠
- (2) 生活指導員
- ①職名
 - ②氏 名
 - ③経 歴 別紙
 - ④指導員1人あたりの指導予定人数
 - ⑤現在、生活指導員として指導を行っている技能実習生の人数
 - ⑥指導員1人あたりの指導予定人数が適切である根拠
- 8 建設分野技能実習修了者との面談及び建設分野技能実習修了者からの生活、労働等に係る相談への対応(苦情処理を含む。)並びに監査の実施に関する事項
- (1) 特定監理団体における相談体制
- (2) 受入建設企業における相談体制
- (3) 監査の実施に関する事項
※ 監査の実施方法等について記載すること。
- 9 建設分野技能実習修了者の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項

※ 外国人建設就労者が帰国時に帰国旅費を支弁できない場合の帰国旅費の確保の方策等、帰国担保措置に関する事項について記載すること。

1 0 就労の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

※ 就労の継続が不可能となった場合の新たな就労先の確保の方法等について記載すること。

1 1 送出し機関に関する事項

- (1) 機関名
- (2) 経営者名
- (3) 所在地
- (4) 連絡先

TEL :

FAX :

メールアドレス :

- (5) 設立年月日
- (6) 業種
- (7) 資本金
- (8) 売上げ（直近年度）
- (9) 常勤職員数
- (10) 主要貿易（取引）相手国

①輸出先

②輸入先

(11) 管理者（責任者）氏名、役職

①氏名

②役職

(12) 保証金の徴収等の有無

①外国人建設就労者（家族その他密接な関係を有する者を含む。）からその者の建設特定活動に関連して、保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収すること及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約等を締結することの有無

（ 有 ・ 無 ）

②受入建設企業との間で、建設特定活動が終了するまでに、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結することの有無

（ 有 ・ 無 ）

③外国人に不正に入国・在留に係る許可を受けさせ、又は外国人の研修、技能実習及び建設特定活動に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽変造の文書・図画若しくは虚偽の文書・図画の行使・提供を行ったことの有無

（ 有 ・ 無 ）

- (1 3) 送出し国政府から認定を受けていること（又は送出し国政府機関であること）
（ 認定を受けている又は送出し国政府機関 ・ 認定を受けていない ）

(参考 (様式第 2 号関係))

年 月 日

特定監理団体の代表者 殿
受入建設企業の代表者 殿

国土交通大臣

適正監理計画認定証

外国人建設就労者受入事業に関する告示第 5 の 2 の規定により、下記のとおり認定します。

記

1 適正監理計画認定番号

2 特定監理団体等に関する事項

(1) 特定監理団体に関する事項

- ① 特定監理団体の名称
- ② 所在地
- ③ 代表者
- ④ 特定監理団体認定番号

(2) 受入建設企業に関する事項

- ① 受入建設企業の名称
- ② 所在地
- ③ 代表者
- ④ 許可を受けている建設業
- ⑤ 許可番号
- ⑥ 許可年月日
- ⑦ 常勤職員数 (技能実習生、外国人建設就労者及び 1 号特定技能外国人を除く)
- ⑧ 建設キャリアアップシステム事業者 I D

3 適正監理計画に関する事項

(1) 受入人数

※ 記載イメージ

第 2 号技能実習修了者 名、第 3 号技能実習修了者 名

(2) 就労させる場所

(3) 従事させる業務の内容

(4) 従事させる期間 (計画期間)

(5) 報酬予定額（月給）

適正監理計画変更届出書

国土交通大臣殿

(特定監理団体)

所在地
名 称
代表者の氏名 ⑩

(受入建設企業)

所在地
名 称
代表者の氏名 ⑩

外国人建設就労者受入事業に関する告示第5の6の規定に基づき、適正監理計画について下記のとおり軽微な変更をしましたので届出します。

記

(変更内容)

変更箇所	変更後	変更前

(変更事由)

※ 軽微な変更該当する変更箇所は以下のとおり。
特定監理団体の所在地、代表者の氏名

第1 受入建設企業になろうとする者に関する事項等

1 受入建設企業となろうとする者に関する事項

(4)、(9)、(11)～(15)

2 建設分野の技能実習生の受入実績

全て

第2 建設特定活動に関する事項

2 受け入れる外国人建設就労者に関する以下の事項

(9)

6 長期休暇の取得に関する事項

8 建設分野技能実習修了者との面談及び建設分野技能実習修了者からの生活、労働等に係る相談への対応(苦情処理を含む。)並びに監査の実施に関する事項

(1)、(2)

9 建設分野技能実習修了者の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項

10 就労の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

11 外国の送出し機関に関する事項

12 外国の送出し機関に関する事項

(1) ～ (11)

※ただし、送出し機関を変更又は追加する場合を除く。

様式第2－3号

雇用契約に係る重要事項事前説明書

（受入建設企業名）●●●は、雇用契約に係る重要事項について、下記内容を事前に説明し、内容を理解させたうえで国土交通省へ申請する。

1. 基本賃金

月額（ 円）

2. 諸手当の額及び計算方法（時間外労働の割増賃金は除く。）

(a) （ 手当 円／計算方法： ）

(b) （ 手当 円／計算方法： ）

(c) （ 手当 円／計算方法： ）

3. 1か月当たりの支払概算額（1＋2） 約 円（合計）

4. 賃金支払時に控除する項目

(a) 税 金 （約 円） (b) 社会保険料 （約 円）

(c) 労働保険料 （約 円） (d) 食 費 （約 円）

(e) 居 住 費 （約 円） (f) その他（水道光熱費） （約 円）

(g) （ ）（約 円）

控除する金額 約 円（合計）

5. 手取り支給額（3－4） 約 円（合計）

※欠勤等がない場合であって、時間外労働の割増賃金等は除く。

6. 業務内容（就労予定場所・従事させる業務内容）

（職種名等だけでなく、具体的にどのような現場でどのような業務に従事させるのか説明すること）

7. 技能習熟等に応じた昇給について

（昇給条件や昇給時期について説明すること）

8. 安全衛生教育及び技能の習得について

（安全衛生教育の実施内容や、技能検定の受験時期や合格後の支給手当、昇給への反映等について説明すること）

（西暦）●●●●年●月●日、前記1から9の内容について以下の者が十分に理解することができる言語（●●語）にて説明し、内容を理解していることを確認した。

（サイン）

（自著）

説明者

受入建設企業名 _____

所在地 _____

電話番号 _____

代表者 役職・氏名 _____ 印

(注) 雇用契約の相手方となる外国人が十分に理解できる言語を併記すること。

様式第3号

年 月 日

特定監理団体認定（取消）報告書

〇〇出入国在留管理局長 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ⑩

外国人建設就労者受入事業に関する告示第13の2（1）（（3））の規定に基づき、特定監理団体の認定を受けました（取り消されました）ので、下記のとおり報告します。

記

- 1 特定監理団体の名称
- 2 特定監理団体の代表者の役職・氏名
- 3 特定監理団体の所在地
- 4 認定番号
- 5 認定年月日
- 6 取消年月日（認定の取消の場合のみ）

適正監理計画認定（取消）報告書

〇〇出入国在留管理局長 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ⑩

外国人建設就労者受入事業に関する告示第13の2（2）（4）の規定に基づき、適正監理計画の認定を受けました（取り消されました）ので、下記のとおり報告します。

記

- 1 特定監理団体の名称
- 2 特定監理団体の代表者の役職・氏名
- 3 特定監理団体の所在地
- 4 受入建設企業の名称
- 5 受入建設企業の代表者の役職・氏名
- 6 受入建設企業の所在地
- 7 認定番号
- 8 認定年月日
- 9 取消年月日（認定の取消の場合のみ）

外国人建設就労者受入報告書（受入建設企業）

特定監理団体の代表者 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ⑩

外国人建設就労者を受け入れましたので、外国人建設就労者受入事業に関する告示第 6 の 2 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 外国人建設就労者の氏名
- 2 外国人建設就労者の生年月日
- 3 外国人建設就労者の性別
- 4 外国人建設就労者の国籍
- 5 外国人建設就労者の住居地
- 6 外国人建設就労者の在留カード番号
- 7 外国人建設就労者の建設キャリアアップシステム技能者 ID
- 8 外国人建設就労者が修了した建設分野技能実習の区分、職種及び作業の名称
- 9 上陸年月日
- 10 建設特定活動従事開始年月日
- 11 在留期間満了年月日

外国人建設就労者受入報告書（特定監理団体）
適正監理推進協議会会長 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ⑤

受入建設企業より、外国人建設就労者受入事業に関する告示（以下「告示」という。）第 6 の 2 の規定に基づく報告があったため、告示第 7 の 3 に基づき報告します。

記

- 1 適正監理計画の認定番号
- 2 受入建設企業の名称
- 3 受入建設企業の代表者の役職・氏名
- 4 受入建設企業の所在地
- 5 外国人建設就労者の氏名
- 6 外国人建設就労者の生年月日
- 7 外国人建設就労者の性別
- 8 外国人建設就労者の国籍
- 9 外国人建設就労者の住居地
- 10 外国人建設就労者の在留カード番号
- 11 外国人建設就労者の建設キャリアアップシステム技能者 ID
- 12 外国人建設就労者が修了した建設分野技能実習の職種及び作業の名称
- 13 上陸年月日
- 14 建設特定活動従事開始年月日
- 15 在留期間満了年月日
- 16 継続・再入国の別
(技能実習から継続 ・ 再入国)
- 17 適正な監理に係る送出し機関との調整

(実施済み ・ 未実施)

※ 転職の場合のみ記入すること。

外国人建設就労者退職報告書（受入建設企業）

特定監理団体の代表者 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ⑩

外国人建設就労者が退職しましたので、外国人建設就労者受入事業に関する告示第6の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 外国人建設就労者の氏名
- 2 外国人建設就労者の生年月日
- 3 外国人建設就労者の性別
- 4 外国人建設就労者の国籍
- 5 外国人建設就労者の住居地
- 6 外国人建設就労者の在留カード番号
- 7 外国人建設就労者の建設キャリアアップシステム技能者 ID
- 8 上陸年月日
- 9 退職年月日
- 10 在留期間満了年月日
- 11 転職（予定）先の受入建設企業の名称
※ 転職の場合のみ記載すること。

外国人建設就労者退職報告書（特定監理団体）

適正監理推進協議会会長 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ⑩

受入建設企業より、外国人建設就労者受入事業に関する告示（以下「告示」という。）第 6 の 3 の規定に基づく報告があったため、告示第 7 の 3 に基づき報告します。

記

- 1 適正監理計画の認定番号
- 2 受入建設企業の名称
- 3 受入建設企業の代表者の役職・氏名
- 4 受入建設企業の所在地
- 5 外国人建設就労者の氏名
- 6 外国人建設就労者の生年月日
- 7 外国人建設就労者の性別
- 8 外国人建設就労者の国籍
- 9 外国人建設就労者の住居地
- 10 外国人建設就労者の在留カード番号
- 11 外国人建設就労者の建設キャリアアップシステム技能者 ID
- 12 転職（予定）先の受入建設企業の名称
- 13 上陸年月日
- 14 退職年月日
- 15 在留期間満了年月日

様式第9号

※本報告は特定監理団体の監査の方法に応じて、口頭等により行うことを妨げない。

年 月 日

受入状況報告書

特定監理団体の代表者 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ⑩

外国人建設就労者受入事業に関する告示第8の2の規定に基づき、外国人建設就労者の受入状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 建設特定活動の実施状況（ 問題あり ・ 問題なし ）
問題ありの場合、その理由
- 2 労働条件の確保（ 問題あり ・ 問題なし ）
問題ありの場合、その理由
- 3 安全衛生の確保（ 問題あり ・ 問題なし ）
問題ありの場合、その理由
- 4 雇用保険等への加入（ 問題あり ・ 問題なし ）
問題ありの場合、その理由
- 5 その他
①不正行為等の有無（ 有 ・ 無 ）
問題ありの場合、その理由

②生活環境への配慮（ 問題あり ・ 問題なし ）
問題ありの場合、その理由

様式第 10 号

年 月 日

監査報告書

国土交通大臣 殿
〇〇出入国在留管理局長 殿
適正監理推進協議会会長 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ⑩

外国人建設就労者受入事業に関する告示第 8 の 1 に基づき監査を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 監査対象受入建設企業及び監査実施日
別紙 1 のとおり
- 2 監査結果
別紙 2 のとおり
- 3 特記事項
- 4 講評
- 5 前回の監査結果報告日
- 6 その他

様式第 10 号 (別紙 1)

監査対象受入建設企業及び監査実施日

[illegible]

様式第10号（別紙2）

※別紙1に記載した受入建設企業ごとに作成すること

監査結果

1 監査対象機関

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 適正監理計画認定番号
- (4) 常勤職員数（監査日現在）
※適正監理計画に記載した常勤職員数も記載すること
- (5) 従事する場所
- (6) 外国人建設就労者の受入人数（監査日現在）
※適正監理計画に記載した受入人数も記載すること
- (7) 管理指導員の役職・氏名
- (8) 生活指導員の役職・氏名

2 監査の方法

- (1) 監査実施者の役職・氏名
- (2) 受入建設企業の対応者の役職・氏名
- (3) 監査方法
※①～⑦について無とした場合はその理由を記載すること。
 - ①外国人建設就労者からの聞き取り（有・無）
 - ②管理指導員からの聞き取り（有・無）
 - ③生活指導員からの聞き取り（有・無）
 - ④就労日誌の確認（有・無）
 - ⑤賃金台帳の確認（有・無）
 - ⑥タイムカードの確認（有・無）
 - ⑦その他給与の支払いに係る書類の確認（有・無）
- (4) 監査実施場所
※①～②について無とした場合はその理由を記載すること。
 - ①受入建設企業（有・無）
 - ②就労場所（工事現場等）（有・無）
- (5) 通訳者の同行（有・無）
- (6) その他具体的な実施方法

3 建設特定活動の実施状況

- (1) 適正監理計画の実施状況に関すること
- (2) 適正な労働条件の確保に関すること

- (3) 安全衛生の確保に関すること
- (4) 雇用保険等への加入に関すること
- (5) その他国土交通省が必要と認めること
 - ①不正行為等の有無
 - ②外国人建設就労者の生活環境への配慮

4 賃金の支給状況

- (1) 基本給（月額）
 - ※ 第2号技能実習修了者及び第3号技能実習修了者を両方受け入れている場合は、それぞれの基本給を記載すること。
- (2) 支給方法（手渡し・本人口座振込み・その他）
- (3) 控除又は徴収金額（有・無）
 - ※有無、有の場合内訳、控除協定の有無を記載すること
- (4) 割増賃金の支払い（有・無）
 - ※有無、有の場合36協定の届出済・未届の別について記載すること
- (5) 支給状況の確認方法
 - （タイムカード、領収書、給与明細書、振込明細書、賃金台帳、その他）
- (6) 外国人建設就労者からの聞き取り（有・無）
 - ※無とした場合はその理由を記載すること

5 宿泊施設の状況

- (1) 所在地
- (2) 広さ
- (3) 居室1人当たり面積（㎡）
 - ※居室の面積については、バス、トイレ、キッチン、廊下等を除く。

6 受入建設企業における問題の有無、外国人建設就労者の勤務・生活態度等

※問題が「あった」場合には「有」、問題がなかった場合には「無」に○をつけること。
 ※有とした場合は状況を記載すること。

- (1) 受入建設企業に関するもの
 - ①文書（旅券、在留カード等）等の保管（有・無）
 - ②不適正な方法（外出制限、罰金の徴収等）による外国人建設就労者の管理（有・無）
 - ③不法就労者の雇用（有・無）
 - ④労働基準監督機関からの是正勧告等（有・無）
 - ⑤賃金の不払い（有・無）
 - ⑥生活環境の不備（有・無）
- (2) 外国人建設就労者に関するもの
 - ①勤務態度（良好・普通・不良）

②生活態度（良好・普通・不良）

③健康状態（良好・普通・不良）

④不満、要望（有・無）

⑤事件・事故（有・無）

（３）送出し機関による保証金の徴収等（有・無）

（４）外国人建設就労者全員の在籍（有・無）

（５）その他（有・無）

7 外国人建設就労者に係る中途帰国、行方不明の状況

（１）中途帰国者（有・無）

（２）行方不明者（有・無）

8 指導事項

※3～7の項目について改善指導を実施した場合に記入。

9 前回の監査実施状況

（１）監査実施日

（２）監査結果報告日

（３）指導・改善の状況

①指導事項【前回】（有・無）

②指導事項【今回】（有・無）

外国人建設就労者帰国報告書

国土交通大臣 殿
〇〇出入国在留管理局長 殿
適正監理推進協議会会長 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ⑩

外国人建設就労者受入事業に関する告示第 1 3 の 1 (1) に基づき、外国人建設就労者が建設特定活動を終了し、帰国したので下記のとおり報告します。

記

1 建設特定活動を終了した外国人建設就労者

- (1) 外国人建設就労者の氏名
- (2) 外国人建設就労者の生年月日
- (3) 外国人建設就労者の性別
- (4) 外国人建設就労者の国籍
- (5) 外国人建設就労者の在留カード番号
- (6) 外国人建設就労者の建設キャリアアップシステム技能者 ID
- (7) 外国人建設就労者の帰国先
- (8) 帰国理由

2 受入期間

平成・令和 年 月 日～平成・令和 年 月 日 (年 か月)

3 建設特定活動を実施した受入建設企業及び事業所名

建設特定活動を実施した受入建設企業の名称、所在地、適正監理計画認定番号

建設特定活動継続不可事由発生報告書（受入建設企業）

特定監理団体の代表者 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ⑩

建設特定活動を継続することが不可能となる事由が発生しましたので、外国人建設就労者受入事業に関する告示第 6 の 5 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 発生日

2 発生事由

（ 倒産 ・ 経営悪化 ・ 不正行為認定 ・ 実習認定の取消し等 ・
行方不明 ・ 受入建設企業と外国人建設就労者との間の諸問題 ・ その他 ）

3 発生事由の詳細

※行方不明者の発生の場合は、外国人建設就労者の氏名、国籍、性別、生年月日、入国日、行方不明に至る経緯等について記載する。

4 今後の対処方法

建設特定活動継続不可事由発生報告書（特定監理団体）

国土交通大臣 殿
〇〇出入国在留管理局長 殿
適正監理推進協議会会長 殿

所在地
名 称
代表者の氏名 ⑩

建設特定活動を継続することが不可能となる事由が発生しましたので、外国人建設就労者受入事業に関する告示第 13 の 1（3）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 適正監理計画の認定番号
- 2 受入建設企業の名称
- 3 受入建設企業の代表者の役職・氏名
- 4 受入建設企業の所在地
- 5 発生日
- 6 発生事由
(倒産 ・ 経営悪化 ・ 不正行為認定 ・ 実習認定の取消し等 ・
行方不明 ・ 受入建設企業と外国人建設就労者との間の諸問題 ・その他)
- 7 発生事由の詳細
※ 行方不明者の発生の場合は、外国人建設就労者の氏名、国籍、性別、生年月日、入
国日、行方不明に至る経緯等について記載する。
- 8 今後の対処方法